

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和8年3月19日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

- 第1 議案第12号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について
- 第2 議案第13号 幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について
- 第3 議案第14号 墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について
- 第4 議案第15号 墨田区教育センター処務規則の一部改正について
- 第5 議案第16号 行政財産（危機管理対応用倉庫用地）の所管換えについて
- 第6 議案第17号 令和8年度学校医等の委嘱について
- 第7 議案第18号 教職員の服務事故について
- 第8 議案第19号 第25期（令和8・9年度）墨田区文化財調査員の委嘱について

報告事項

- 第1 教育課題の進捗状況について（資料1）
- 第2 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について（資料2）
- 第3 令和7年度墨田区立学校「体力テスト」の結果について（資料3）
- 第4 令和7年度就学相談委員会における審議判定結果について（資料4）
- 第5 「墨田区学校改築基本計画」について（資料5）
- 第6 「墨田区学校施設長寿命化計画（改定版）」について（資料6）

議案第 12 号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

令和 7 年特別区人事委員会勧告を踏まえ、幼稚園教育職員の初任給の決定に係る経験年数の号給への加算について所要の改正を行う必要がある。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成１２年墨田区教育委員会規則第９号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（新たに職員となった者の号給） 第４条 〔略〕 ２ 〔略〕 ３ 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第１項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を<u>１２月</u>（第４条の２による場合を除き、その者の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数の月数にあっては、<u>１８月</u>）で除した数に４を乗じて得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。 （１）・（２） 〔略〕 ４ 〔略〕 （昇格の場合の号給） 第６条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第３に定める昇格時対応号給表（以下「昇格時対応号給表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。 ２ 〔略〕	〔同左〕 第４条 〔略〕 ２ 〔略〕 ３ 新たに職員となった者で次に掲げる経験年数を有するものの号給は、第１項前段の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を<u>３月</u>で除した数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（当該新たに職員となった者が次条に該当するものである場合は、同条の規定により得た号数を減じて得た数を号数とする号給）とすることができる。 （１）・（２） 〔略〕 ４ 〔略〕 〔同左〕 第６条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、<u>あらかじめ人事委員会と協議して</u>定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第３に定める昇格時対応号給表（以下「昇格時対応号給表」という。）の昇格後の号給欄に定める号給とする。 ２ 〔略〕

付 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第 13 号

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

令和 7 年特別区人事委員会勧告を踏まえ、幼稚園教育職員の園長及び副園長に係る管理職手当の支給額を改定する必要がある。

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成12年墨田区教育委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
支給範囲	支 給 額		支給範囲	支 給 額	
	定年前三任用短時間勤務職員以外の職員	定年前三任用短時間勤務職員		定年前三任用短時間勤務職員以外の職員	定年前三任用短時間勤務職員
園 長	<u>93,500</u> 円	<u>74,200</u> 円	園 長	<u>89,600</u> 円	<u>70,800</u> 円
副園長	<u>67,700</u> 円	<u>49,400</u> 円	副園長	<u>64,700</u> 円	<u>41,900</u> 円

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 14 号

墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

幼稚園設置基準の一部改正に伴い、一学級の定員を 30 名に引き下げるとともに、柳島幼稚園の廃止に伴い同園に係る規定を削るほか、令和 8 年度における菊川幼稚園の 4 歳児学級を開設しないこととするため、所要の改正を行う必要がある。

墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部を改正する規則

墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則（昭和 5 3 年墨田区教育委員会規則第 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表			別表		
幼稚園名	定 員		幼稚園名	定 員	
	4 歳児	5 歳児		4 歳児	5 歳児
緑幼稚園	<u>3 0 名</u>	<u>3 0 名</u>	緑幼稚園	<u>3 5 名</u>	<u>3 5 名</u>
〔削除〕			柳島幼稚園	二	<u>3 5 名</u>
菊川幼稚園	二	<u>3 0 名</u>	菊川幼稚園	<u>3 5 名</u>	<u>3 5 名</u>
第三寺島幼稚園	<u>3 0 名</u>	<u>3 0 名</u>	第三寺島幼稚園	<u>3 5 名</u>	<u>3 5 名</u>
立花幼稚園	<u>3 0 名</u>	<u>3 0 名</u>	立花幼稚園	<u>3 5 名</u>	<u>3 5 名</u>

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

墨田区教育センター処務規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

教育センターの管理職不在時における円滑な事務処理体制及び業務運営の実態に即した組織体制を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

墨田区教育センター処務規則の一部を改正する規則

墨田区教育センター処務規則（令和6年墨田区教育委員会規則第12号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（職員の職責） 第5条 〔略〕 2 係長は、所長の命を受け、<u>係の事務（次項に規定する事務を除く。）</u>をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 3 統括指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的<u>事務をつかさどり、当該事務に従事する職員を指揮監督するとともに、墨田区教育委員会事務局に所属する全ての指導主事を統括する。</u> 4～6 〔略〕 <u>（所長不在のときの代行）</u> 第7条 <u>所長が、出張又は休暇その他の事故により不在のときは、所長があらかじめ指定する職員がその事務を代行する。</u> （事案の代決） 第8条 所長が、出張又は休暇その他の事故により不在のときは、<u>第5条第3項の事務に係る事案は統括指導主事が、それ以外の事務に係る事案は係長が、それぞれ代決する。</u> 2 〔略〕 （報告） 第9条 所長は、毎月10日までに次に掲げる事項について、次長に報告しなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 2 〔略〕 （準用） 第10条 この規則に定めるもののほか、教育センターの処務に関しては、墨田区教育委員会事務局処務規則（昭和50年墨田区教育委員会規則第3号）の規定を準用する。	〔同左〕 第5条 〔略〕 2 係長は、所長の命を受け、係の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。 3 統括指導主事は、上司の命を受け、学校教育に関する専門的<u>事務をつかさどるとともに、墨田区教育委員会事務局に所属する全ての指導主事を統括する。</u> 4～6 〔略〕 〔新設〕 〔同左〕 第7条 所長が、出張又は休暇その他の事故により不在のときは、係長が<u>その事案を</u>代決する。 2 〔略〕 〔同左〕 第8条 〔同左〕 (1)～(3) 〔略〕 2 〔略〕 〔同左〕 第9条 〔同左〕

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

行政財産（危機管理対応用倉庫用地）の所管換えについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 19 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

（提案内容）

別紙のとおり所管換えを行う。

（提案理由）

危機管理担当の所管する危機管理対応用倉庫に係る土地について、墨田区公有財産管理規則第 2 条第 8 号の規定による所管換えを行う必要がある。

行政財産（危機管理対応用倉庫用地）の所管換えについて

1 変更理由

危機管理担当（安全支援課）の所有する危機管理対応用倉庫については、施設の老朽化等に伴い令和7年10月から解体工事が行われており、解体後、同倉庫用地を隣接する第四吾嬬小学校の敷地として活用する予定であるため、当財産について、所管換えを行う。

2 所管換えをする財産の表示

(1) 変更前

名称	種類	所在	数量	用途	所管
危機管理対応用倉庫用地	土地	墨田区京島三丁目 44番32、44番 33、44番34（地 番）	248.01 ㎡	危機管理対応 用倉庫	危機管理担当 （安全支援 課）

(2) 変更後

名称	種類	所在	数量	用途	所管
第四吾嬬小学校	土地	墨田区京島三丁目 44番32、44番 33、44番34（地 番）	248.01 ㎡	小学校	教育委員会 （庶務課）

3 経緯・計画

昭和57年 6月 建物竣工、京島まちづくりセンターとして使用開始
 平成25年11月 京島まちづくりセンターとしての使用を終了
 平成26年 3月 危機管理対応用倉庫として使用開始
 令和 7年10月 建物解体着工
 令和 8年 4月頃 土地を第四吾嬬小学校敷地として活用開始

4 用途変更日（予定）

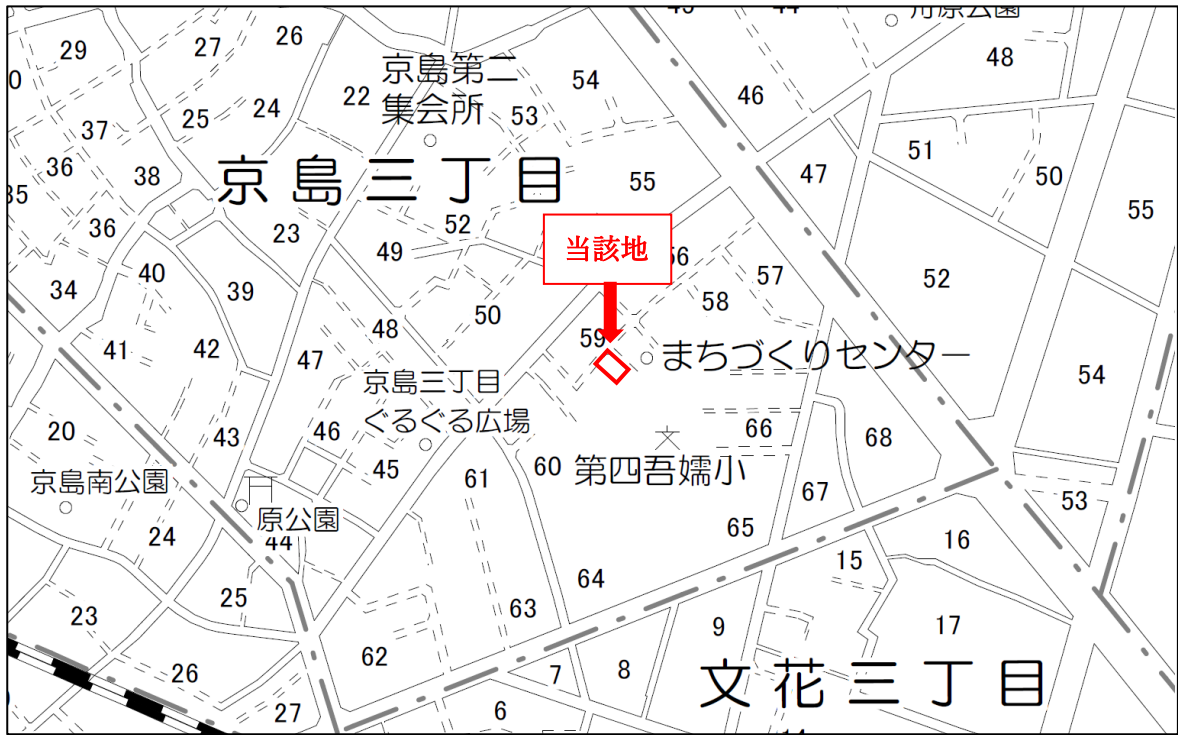
令和8年4月1日

5 関係図面

別紙のとおり

(別紙)

案 内 図



7 墨企フ財第 3 2 0 号
令和 7 年 7 月 3 0 日

危機管理担当部長
大竹 恵介 様

ファシリティマネジメント担当部長
江波戸 史恭
(公印省略)

墨田区公有財産管理運用委員会の答申について(同意)

令和 7 年 5 月 1 5 日付け 7 墨都危安第 1 3 6 号により協議があった行政財産の用途廃止並びに用途変更及び所管換えのうち、行政財産の用途廃止及び用途変更については、墨田区公有財産管理運用委員会へ諮問し、下記のとおり答申があったので同意するとともに、これに伴う行政財産の所管換えについても同意する。

記

1 諮問内容

議案第 1 号 行政財産の用途廃止及び用途変更について(危機管理対応用倉庫及び同倉庫用地)

2 答申内容

議案第 1 号は、原案のとおり可決された。

3 その他

墨田区公有財産管理規則第 6 条第 2 項第 2 号の規定により、用途廃止後、建物の取壊しが完了するまで、危機管理担当が引き続き当該財産を管理するものとする。

【担当】

企画経営室ファシリティマネジメント担当
財産管理課 立野(内線 3 7 5 5)

墨田区公有財産管理運用委員会 議案

議案第 1 号 行政財産の用途廃止及び用途変更について（危機管理対応用倉庫及び同倉庫用地）

1 提案理由

危機管理対応用倉庫については、施設の老朽化等に伴い建物を解体する予定であるため、当該建物の用途廃止を行う必要がある。

また、同倉庫の解体後、同倉庫用地を隣接する第四吾嬬小学校の敷地として活用する予定であるため、当該土地の用途変更を行う必要がある。

以上のことについて、墨田区公有財産管理規則第 40 条第 4 号の規定に基づき本会の議に付するものである。

2 財産の表示

(1) 用途廃止

名 称	種類	所在	種目・構造	数量
危機管理対応 用倉庫	建物	墨田区京島三丁目 60 番 10 号（住居表示）	事務所建 （鉄骨造 2 階建）	162.00 m ²

(2) 用途変更

ア 用途変更前

名称	種類	所在	数量	用途	所管
危機管理対応 用倉庫用地	土地	墨田区京島三丁目 44 番 32、44 番 33、 44 番 34（地番）	248.01 m ²	危機管理対応 用倉庫	危機管理担当 （安全支援課）

イ 用途変更後

名称	種類	所在	数量	用途	所管
第四吾嬬小学 校	土地	墨田区京島三丁目 44 番 32、44 番 33、 44 番 34（地番）	248.01 m ²	小学校	教育委員会 （庶務課）

3 経緯・計画（予定）

昭和57年 6月	建物竣工、京島まちづくりセンターとして使用開始
平成25年11月	京島まちづくりセンターとしての使用を終了
平成26年 3月	危機管理対応用倉庫として使用開始
令和 7年10月頃	建物解体着工
令和 8年 4月頃	土地を小学校の敷地として活用開始

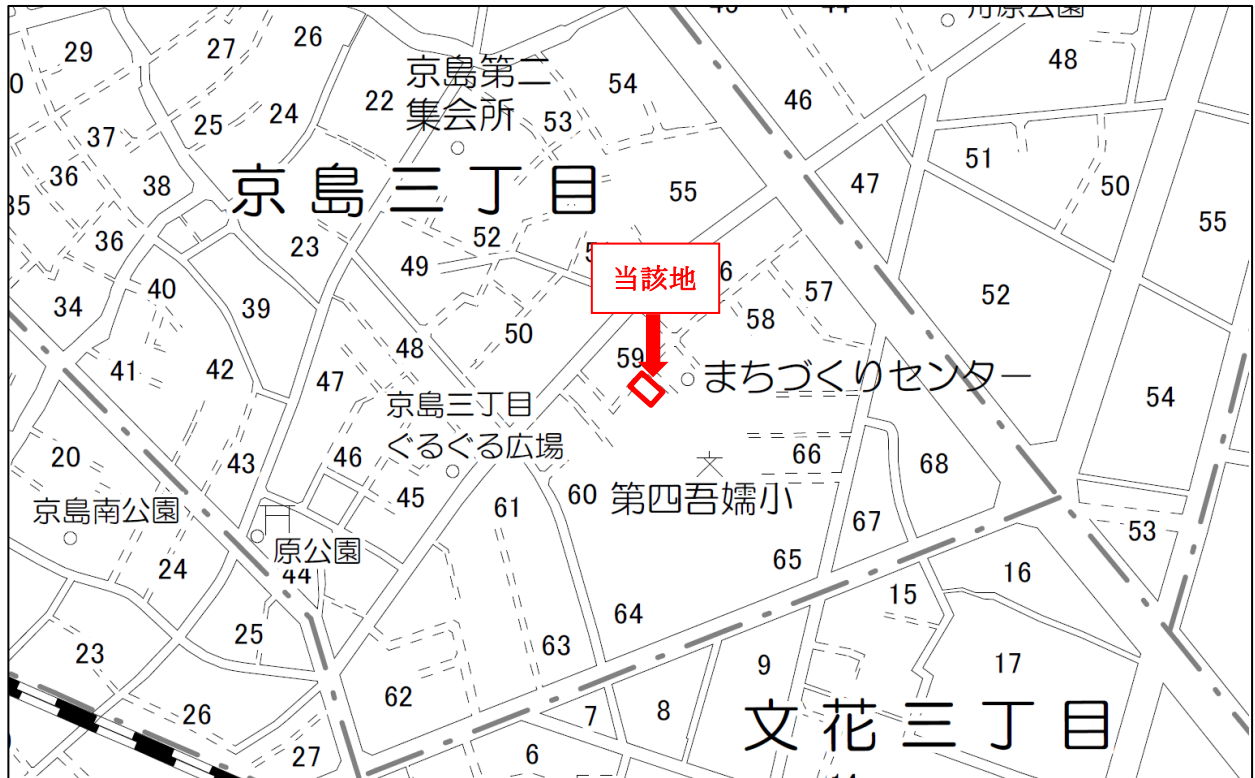
4 用途廃止日（予定）

令和7年8月1日

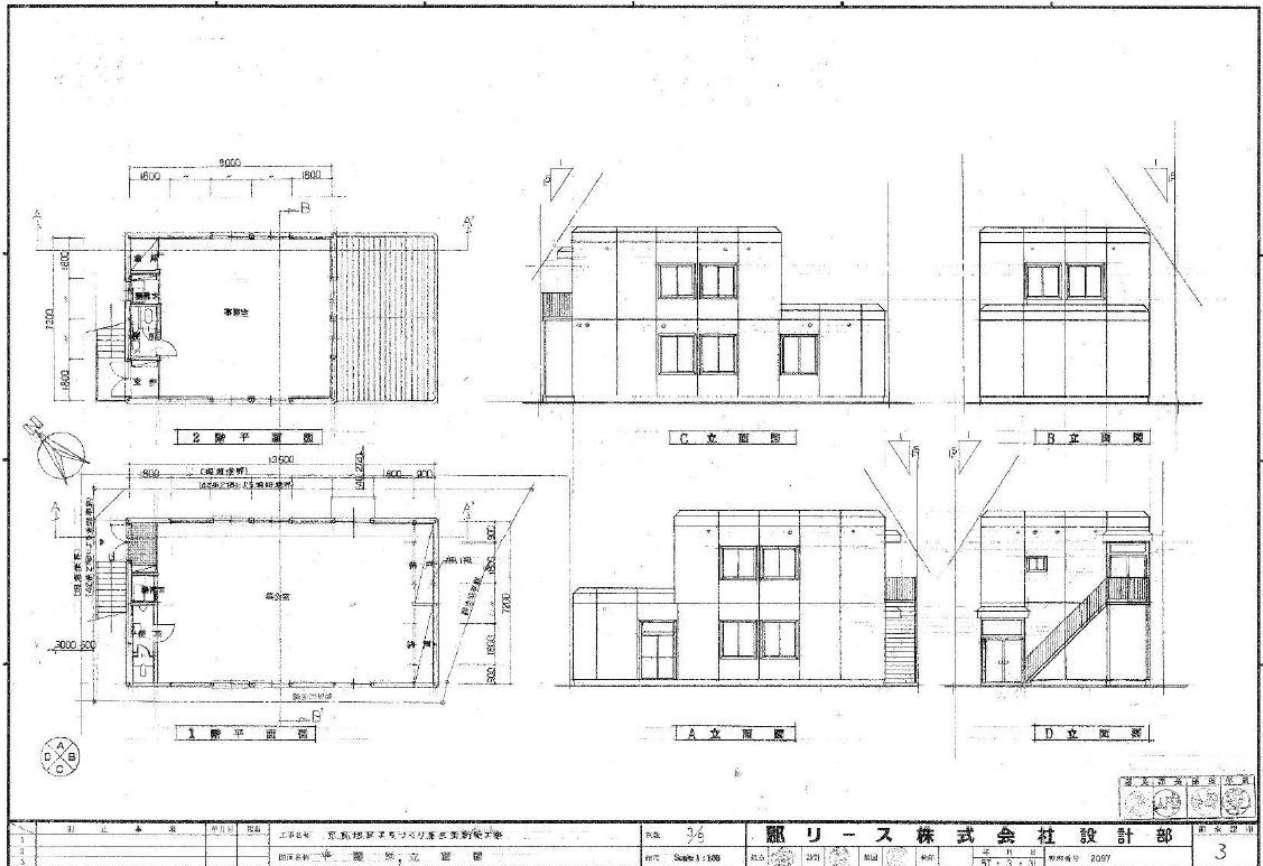
5 用途変更日（予定）

令和8年4月1日

案内図



建物平面図・立面図



令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	1	事業名	不登校防止対策の充実								主管課	指導室	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
執行 計画	■校内スモールステップルームの運用			■支援員へのヒアリング					■支援員へのヒアリング			■支援員へのヒアリング	→
	■校内別室学級の運用												→
	■巡回教員の活用												→
	■スクールソーシャルワーカーの派遣	■連絡会の実施					■連絡会の実施					■連絡会の実施	→
	■教育支援センター等との連携												→
	■現状の把握・分析												→
進捗													
実績	2月実績 ■校内スモールステップルームの運用 校内別室指導支援員による利用生徒の支援 ■校内別室学級の運用（設置校：桜堤中学校） 在籍人数合計 30 名（内訳：1 年生 11 名、2 年生 10 名、3 年生 9 名） ■巡回教員の活用（桜堤中学校以外の中学校 9 校） ・巡回校 9 校の巡回支援 ■スクールソーシャルワーカーの派遣 ・学校訪問及びケース対応 ■教育支援センター等との連携 ・教育支援センターとの連絡会 2 月 26 日 ・すみだバーチャルサポートルームの運用 ■現状の把握・分析 毎月の学校からの報告を基に現状を把握・分析 進捗：○												

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

令和7年度 教育課題(特別課題) 執行計画書兼実績報告書

課題No.	2	事業名	「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進及び第4次計画の策定							主管課	すみだ教育研究所	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
執行 計画	「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進											
	■全国学力・学習状況調査 ■墨田区学習状況調査 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発出 ■学習ふりかえり期間 ■すみだスクールサポートティーチャーの派遣			■指導のポイント集作成 ■教育長から児童・生徒へのメッセージ発出	■教育委員会報告・検討（墨田区学習状況調査結果）	■議会報告（墨田区学習状況調査結果） ■学力向上ヒアリング ■指導のポイント集配信 ■学習ふりかえり期間	■学習状況調査結果公表 ■学力向上推進会議 ■教育長から児童・生徒及び教職員へのメッセージ発出 ■学習意欲に関する共同研究事業			■教育長から児童・生徒及び教員へのメッセージ発出 ■学力向上マネジメント推進校学習状況調査 ■学習ふりかえり期間		
	「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の策定											
	■計画策定検討会（第1回）		■計画推進事業調査	■計画策定検討会（第2回）		■計画策定検討会（第3回）	■教育委員会報告・検討（素案）		■議会報告（素案）	■教育委員会報告・検討（最終案）		■議会報告（最終案）
進捗												
実績	2月実績 ■「墨田区学力向上新3か年計画（第3次）」の推進 ・すみだスクールサポートティーチャー（SST）の登録、派遣 ・学習ふりかえり期間の実施 ■「墨田区学力向上新3か年計画（第4次）」の策定 ・計画策定作業 進捗：○											

※進捗 ○：順調、×：遅延、△：その他（ ）

区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

1 学級閉鎖措置の状況

【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学 校 名	学年・学級	臨時休業の期間	感 染 症 種 別
小 梅 小 学 校	2 年 3 組	令和 8 年 2 月 28 日(土)から 3 月 2 日 (月) まで	インフルエンザ
両 国 小 学 校	4 学 年	令和 8 年 3 月 3 日(火)から 3 月 5 日 (木) まで	感染性胃腸炎

《参考》

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及び
その取り扱い

○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3 日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談の上、 状況に応じて判断する

※ 臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。

令和7年度墨田区立学校「体力テスト」の結果について

1 調査の目的

「令和7年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」の結果から、墨田区内の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動習慣等の現状を明らかにし、児童・生徒の健康の保持・増進と体力づくりを推進する施策の改善と一層の充実を図る。

2 調査実施期間及び調査対象等

- (1) 調査実施期間 令和7年5月1日から令和7年6月30日まで
 (2) 調査対象 墨田区立小・中学校全学年児童・生徒（夜間学級を除く。）
 (3) 実施した学校

校 種	学校数	実施学校数（実施率）	学年・人数				
小学校	25 校	25 校 (100%)	1年	1,701 人	4年	1,782 人	小学校総数 10,318 人
			2年	1,709 人	5年	1,693 人	
			3年	1,750 人	6年	1,683 人	
中学校	10 校	10 校 (100%)	1年	1,300 人			中学校総数 3,911 人
			2年	1,292 人			
			3年	1,319 人			

3 調査項目

○体力テスト

(1) 小学校

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

(2) 中学校

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ、持久走

4 調査結果（体力総合点）

(1) 男子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
墨田区平均値（R7）	29.3	36.9	42.8	49.5	54.7	59.2	33.4	42.4	48.4
東京都平均値（R7）	28.6	35.9	42.1	47.9	53.1	58.8	33.5	41.4	48.1
都平均との差異	+0.7	+1.0	+0.7	+1.6	+1.6	+0.4	-0.1	+1.0	+0.3
令和7年度全国※					53.0			42.2	
墨田区平均値（R6）	29.3	37.3	43.7	49.6	53.2	59.8	34.8	43.3	49.5

(2) 女子

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
墨田区平均値（R7）	29.5	37.3	42.6	49.4	56.0	60.6	42.9	49.2	50.0
東京都平均値（R7）	28.4	35.6	41.7	48.0	53.6	59.0	42.4	46.9	49.0
都平均との差異	+1.1	+1.7	+0.9	+1.4	+2.4	+1.6	+0.5	+2.3	+1.0
令和7年度全国※					54.0			47.6	
墨田区平均値（R6）	29.9	36.9	43.6	50.0	55.9	60.5	44.1	48.7	49.5

※ 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書【スポーツ庁】（小学校第5学年、中学校第2学年実施）

5 結果の分析

小学校、中学校ともに、中学1年生男子を除く全ての学年・男女で都の平均値を上回った。

小学校では、1年生男子のソフトボールを除く、全ての項目で都の平均値を上回った。全国や都より数値が高い要因として、種目別に技能ポイントを分かりやすく解説した動画を作成・周知し、一人1台端末を用いて児童が視聴するなど、授業時間に限らない活用を全校で徹底したことである。さらに、児童の意欲を継続させる工夫（目標カード、運動ビンゴ等）を講じた体育月間の実施、児童集会等で調査項目を取り入れた運動遊びの提案、児童による技能ポイントを踏まえた実技披露の場の設定など、年間を通じて運動意識の向上・運動機会の増加に取り組んだことが考えられる。

中学校では、「反復横とび」、「立ち幅とび」が全学年で都の平均値を上回った。中学校も小学校と同様に種目別に動画を作成し、体力テストの実施期間より前に授業内で確認するとともに、一人1台端末を用いて生徒が自主的に視聴するなどして技能ポイントを確認した結果と考える。

一方、中学校では都の平均値を下回る項目が複数あった。その中でも柔軟性や持久力の向上が課題である。小・中学校で連携し、継続した柔軟運動の考案や実施方法の改善を図る。持久力の向上については、毎日運動する機会の増加を図るため、「体力アップキャンペーン」の参加校を増やすことで改善を図る。

6 今後の取組予定

- (1) 教育委員会事務局指導室は、本調査の結果を踏まえ、体力向上に資する取組を各学校に周知、実施の徹底をする。
 (2) 各学校において、自校の調査結果を踏まえた、令和7年度「体力向上プラン」、「一校一取組運動」の改善を図る。特に、柔軟性と持久力を継続的に行う取組を徹底する。

令和7年度 就学相談委員会における審議判定結果について

1 就学相談について

		小学校（件）	中学校（件）
申請件数（うち取下げ）		2 4 6（8）	1 1 1（8）
判定結果	特別支援学校（知的）	3 9	4
	特別支援学校（肢体）	2	0
	特別支援学級（知的）	2 8	3 7
	特別支援学級（情緒）		7
	特別支援教室（情緒通級）	1 2 7	5 1
	ことばの教室（通級）	1 4	
	きこえの教室・難聴学級（通級）	0	1
	弱視（通級）＊他区	0	1
	通常学級のみ	2 8	2

2 転学相談について

(1) 小学校 5 5 件

	転学前	転学後	件数
判定結果	通常学級（通級含む）	特別支援学級（知的）	2 1
	通常学級（通級含む）	特別支援学級（情緒）	1 5
	特別支援学校（肢体）	特別支援学級（情緒）	1
	特別支援学級（知的）	特別支援学校（知的）	2
	通常学級（通級含む）	他地区特別支援学級（知的）	1
	他地区特別支援学級（情緒）	通常学級（通級含む）	1
	私立特別支援学校（聴覚）	特別支援学校（聴覚）	1
	転学なし		9
	取り下げ		4

(2) 中学校 7 件

	転学前	転学後	件数
判定結果	通常学級（通級含む）	特別支援学級（知的）	4
	通常学級（通級含む）	特別支援学級（情緒）	2
	取り下げ		0
	保留		1

3 就学相談委員会開催回数

令和7年5月19日から令和8年2月10日まで 全11回
（自閉症・情緒障害特別支援学級に係る委員会を含む）

4 根拠等 墨田区就学相談委員会に関する要綱 第7条

「墨田区学校改築基本計画」について

第1 「(仮称) 墨田区学校改築基本計画」(案) に対するパブリック・コメントの実施結果

1 パブリック・コメントの実施概要及び結果

(1) 公表資料

- ・「(仮称) 墨田区学校改築基本計画」(案) (概要版)
- ・「(仮称) 墨田区学校改築基本計画」(案)

(2) 意見募集期間

令和7年12月3日(水曜日) から令和8年1月5日(月曜日) まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和7年12月11日号
- ・区公式ウェブサイト 令和7年12月3日(水曜日) から令和8年1月5日(月曜日) まで
- ・区公式SNS (X・フェイスブック)

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・区民情報コーナー
- ・教育委員会事務局庶務課窓口

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請(Logo フォーム) 又は持参

(5) 意見提出先

教育委員会事務局庶務課

(6) 意見募集の結果

意見者数：4人、意見数：7件

2 パブリック・コメントの意見概要と区の考え方

	提出された意見の要旨	区の考え方
1	毎年プール授業がほとんどできていないため、屋内プールでの改築を検討してほしい。	水泳の授業は、天候等で中止になることもありますが、学習指導要領に定める学習内容を実施するために必要な時間数は確保できている状況です。ただし、今後、一層の温暖化が進み、授業時間の確保が難しくなる状況も危惧されるため、改築時にはプールを屋根付きや屋内にすることも検討しています。

2	第四吾嬬小学校について、校庭部分の敷地を活用して仮設校舎を建てるなどすれば、居ながら改築ができると思うが、困難な理由を教えてください。居ながら改築の方が期間が短くなって良いのではないか。	改築手法の検討では、学習環境の安定性という観点から、可能な限り居ながら改築を優先的に検討しています。第四吾嬬小学校の改築では、それが不可のために連携改築という手法を選択したという経緯があります。 第四吾嬬小学校は、敷地については一定の広さがあり、現在の校庭部分等の敷地を活用して新校舎（または仮設校舎）を建設することは可能ですが、そのあとで既存の校舎等を解体する際に工事の動線の確保が難しく、子どもたちの安全面に課題が残ることから、居ながら改築は不可としました。これは、設計の専門家とともに、関係法令や建物配置、周辺道路の状況等の現状を検討し判断したものです。 なお、改築手法と工期との関係については、学校ごとの状況によるため、居ながら改築の方が確実に工期が短くなるわけではありません。できる限り工期の短縮に努めていきます。
3	第三吾嬬小学校と第四吾嬬小学校との施設共有運営の間、家から遠くなる場合は、一時的に他の学校へ転校できるようにしてはどうか。	改築事業を理由とした転校は認められませんが、施設共有運営は10年程度先の予定であり、現在通学されている児童への影響はありません。学校選択の参考にしていただけるよう、可能な限り早期に改築事業のスケジュールをお示しすることが大切であると考えています。
4	第三吾嬬小学校の改築中に校庭が使えない影響についてはどう考えているか。また、第三吾嬬小学校と第四吾嬬小学校との施設共有運営について、カリキュラムの確保が難しくなるのではないか。	第三吾嬬小学校の改築中も含め、校庭が使えない期間については近隣の学校やスポーツ施設等を代替施設として使用することを検討していきます。施設共有運営については、学習指導要領に定められた学習内容が実施できるよう事前に十分に検討を行い、校舎についても必要な教室等を確保した設計とします。

5	第四吾孺小学校は小規模校であるため落ち着いた環境という良さがある。また、通常学級においても特別支援学級においても支援が手厚い学校と感じている。施設共有運営の間もそういった良さを維持できる体制なのか不安である。	第四吾孺小学校の環境や取組の良さを感じていただき、ありがたく存じます。施設共有運営は10年程度先となりますが、場所が変わっても落ち着いた環境で学習できるよう、共有部分のほかにそれぞれの学校ごとのエリアも確保し、職員室や保健室も別にすることを考えています。
6	改築事業の影響で第四吾孺小学校は児童が大きく減少する可能性が考えられるが、やむを得ないと考えているのか。	改築事業の影響により対象校の入学者数に減少が生じるおそれはあると考えています。保護者の方に過度な不安を招かないよう、施設共有運営が新築の建物で行われることも含め、丁寧な説明に努めていきます。なお、素案における「仮校舎」という表現は誤解を招くおそれがあるため、「合同校舎」等の表現に改めます。
7	区（教育委員会）が学校や地域のことを理解し、お互いの理解を深めながら改築に向けた議論をしていく必要がある。	ご指摘のとおり、学校ごとに状況が異なる部分もありますので、地域や保護者の方から意見をいただくことは、より良い学校づくりに向けて非常に大切なことと考えています。関係者との協力体制をつくり、目標を共有しながら進めていきます。

第2 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」（案）からの主な変更点

頁	項目	変更前	変更後
9 頁外	ウ 近隣校との連携による改築の検討	「仮校舎を建設し、仮校舎に仮移転する」等の記述	「新校舎に仮校舎分のスペースを増築し、増築後の合同校舎に仮移転する」旨の記述に変更
11 頁外	3. 想定される工事手順	各校の改築イメージ	上欄に合わせて図中の文言を修正
27 頁外	3. 諸室、設備の設計標準	（追加）	各室のイメージ図を追加
35 頁以降	資料編	（追加）	検討経緯、建物情報等を資料編として追加

※このほか、趣旨が変わらない範囲で軽微な文言の整理、修正等を行った。

第3 墨田区学校改築基本計画

- 1 「墨田区学校改築基本計画」(概要版) 別紙1のとおり
- 2 「墨田区学校改築基本計画」 別紙2のとおり

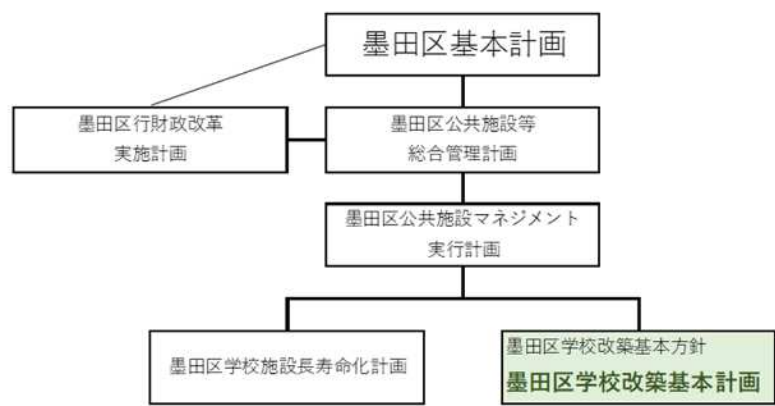
「墨田区学校改築基本計画」 （概要版）

第 1 章 「墨田区学校改築基本計画」 について

1. 「墨田区学校改築基本計画」 の目的

「墨田区学校改築基本計画」は、老朽化が進んでいる区の学校施設を将来にわたって安心して学べる安全な施設とするため、計画的に学校改築を実行していくことを目的に、策定するものです。

2. 改築基本計画の位置付け



3. 改築基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

改定を行う場合には、長寿命化計画との一体的な策定について検討します。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
学校改築基本方針	策定	【現方針】 おおむね10年程度を目途に改定												
学校改築基本計画				策定	【新計画】 必要に応じて改定								策定	
学校施設長寿命化計画		【前計画】改定		【後期計画】				策定	【新計画】					

「墨田区学校改築基本計画」 （概要版）

第2章 学校改築の対象校

1. 改築時期の検討内容

(1) 築年数

- 第四吾孺小学校（築68年）
- 寺島中学校（築64年）

改築周期を80年としており、上記の2校を本計画期間内に改築に着手することが望ましい状況です。



(2) 建物の状態

ア 耐震性

すべての学校の耐震化が完了しており、耐震性に問題がある学校はありません。

イ 長寿命化への適性

- 第三寺島小学校(築52年)

コンクリートの圧縮強度 9.2N/mm²

文部科学省の基準により、コンクリートの圧縮強度が13.5 N/mm²以下の場合は長寿命化改修に適しないとされているため、第三寺島小学校は、優先的に改築を検討する必要があります。なお、第三寺島小学校はこの圧縮強度を前提に耐震補強されており、耐震性には問題がありません。

「墨田区学校改築基本計画」 （概要版）

第2章 学校改築の対象校

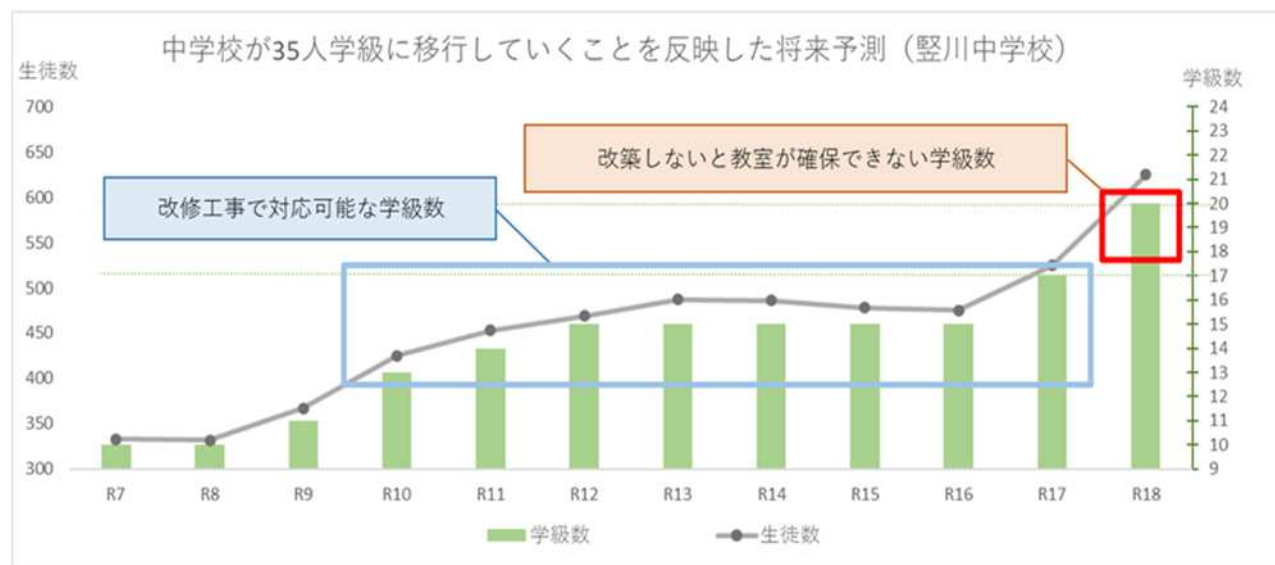
1. 改築時期の検討内容

(3) 子どもの数の増減

将来人口推計では、長期的に児童・生徒数が減少していくことが予測されています。

一方で、区の南部地域では子どもの数の増加が見られ、中学校の35人学級への移行による学級数の増加も見込まれます。

将来的な影響を分析した結果、**縦川中学校**（築52年）では令和18年度に学級数が20学級まで増えることが予測され、本計画期間内に改築しないと教室数が確保できないおそれがあることがわかりました。



「墨田区学校改築基本計画」（概要版）

第2章 学校改築の対象校

1. 改築時期の検討内容

(4) 改築手法

第四吾孺小、寺島中、第三寺島小、豎川中について、改築手法を検討しました。

ア 学習環境の安定性等の観点から、まず居ながら改築の可否について、子どもたちの安全確保と学校運営維持を条件に検討しました。その結果、寺島中と豎川中は居ながら改築が可能で、第四吾孺小と第三寺島小は、建物配置と周辺道路の幅員の関係から、居ながら改築が不可能であるとわかりました。

イ 居ながら改築ができない場合、仮校舎用地が必要ですが、適地がないため、近隣校との連携による改築による仮校舎確保を検討しました。

ウ 第四吾孺小と第三寺島小の近隣校の中で、第三吾孺小（築57年）と第二寺島小（築55年）は、校地が広く、居ながら改築を行った上で仮校舎分を増築することができ、「連携による改築」が可能であるとわかりました。

	第四吾孺小の近隣校				第三寺島小の近隣校		
	第三吾孺小	中川小	東吾孺小	立花吾孺の森小	第一寺島小	第二寺島小	曳舟小
連携による改築の可否	○	×	×	×	×	○	×

「墨田区学校改築基本計画」 （概要版）

第2章 学校改築の対象校

2. 本計画における改築対象校

検討内容に基づき、本計画期間内に着手する改築対象校は次のとおりとします。

対象校（築年数）	選定理由（改築手法）	改築時期
八広小学校 （築58年）	令和3（2021）年度に、躯体の健全性や劣化状況の評価、築年数等を総合的に判断した。 （居ながら改築）	本計画< 1 >
第三吾嬬小学校 （築57年）	第四吾嬬小学校との連携による改築のため、先に居ながら改築し、敷地内に第四吾嬬小学校との合同校舎を建設する。 （連携による改築）	本計画< 2 >
豎川中学校 （築52年）	近隣の子ども数の増加により、教室数の不足が見込まれるため。 （居ながら改築）	本計画< 3 >
第二寺島小学校 （築55年）	第三寺島小学校との連携による改築のため、先に居ながら改築し、敷地内に第三寺島小学校との合同校舎を建設する。 （連携による改築）	本計画< 4 >
寺島中学校 （築64年）	築年数から、優先度が高いため。 （居ながら改築）	本計画< 5 >

「墨田区学校改築基本計画」 （概要版）

第3章 改築事業のスケジュール

1. 改築事業の進め方

学校ごとの改築事業においては、地域の関係者等との協力体制を作りながら、条件整理、基本設計及び実施設計、建設工事・解体工事、校庭整備という流れで進めていきます。

2. 改築事業の全体スケジュール

本計画における改築事業の全体スケジュールは次のとおり想定しています。

改築事業の全体スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18～
<1> 八広 小学校	設計		新校舎・体育館建設		既存校舎解体		校庭・プール棟整備					
<2> 第三吾嬬 小学校		条件整理	設計		新校舎・体育館建設		既存校舎解体			校庭整備・第四吾嬬小分 のスペースの増築		
<3> 竪川 中学校				条件整理	設計		新校舎建設			既存校舎解体	新体育館 建設	
<4> 第二寺島 小学校					条件整理	設計		新校舎・体育館建設			既存校舎解体	
<5> 寺島 中学校							条件整理	設計		新校舎建設		

「墨田区学校改築基本計画」 （概要版）

第4章 改築における設計標準

1. 改築における設計標準の意義

「改築における設計標準」は、条件整理や設計の基本的な方針を示すものです。子どもたちの学習環境として必要な機能と安全性の確保、改築事業の効率化、維持管理コストの低減、将来的な施設活用などを目的にして、決めました。

また、本設計標準は、安全で学習に適した環境、バリアフリー機能及び防災機能について標準的に確保されるべき水準を示しています。

2. 全体計画における設計標準

「全体計画における設計標準」では、建物配置、安全性、防犯性、環境性能、ICT環境など、学校の設計において全体的に検討されるべき事項について、その水準を示しています。

例：「建物の省エネルギー性能の指標として、ZEB Readyの認証取得を前提に検討する。」

3. 諸室、設備の設計標準

「諸室、設備の設計標準」では、普通教室、特別教室、特別支援学級、職員室などの「諸室」、昇降口、廊下、階段、トイレといった「空間」、体育館、プール、校庭といった「校舎以外のスペース」について、個別具体的な検討を行う際に反映すべき水準を示しています。

例：「普通教室は、小学校で $8\text{m} \times 8.5\text{m} = 68\text{m}^2$ 、中学校で $8\text{m} \times 9\text{m} = 72\text{m}^2$ を基本とする。」

「墨田区学校改築基本計画」 （概要版）

第5章 計画期間における事業費の概算

主な費用の概算と全体事業費の概算は次のとおりで、10年間の合計は約417億円です。

第3章のスケジュールのとおり、各事業の着工時期をずらしながら進めていきますが、工事が重なる年度には特に事業費が大きくなることが予測されます。

必要な予算を確保し、計画的に改築を進めるため、区全体の財政計画との調整や財源の検討について、区長部局と連携していきます。

主な費用の概算

主な費用	概算金額	参考にした事業
基本・実施設計等	3億8800万円	第三吾嬬小学校改築事業
工事監理費	1億4000万円	八広小学校改築事業
建設費	73億1700万円	八広小学校改築事業
解体費	5億9500万円	旧向島中学校解体事業
外構・校庭整備費	2億3100万円	寺島中学校校庭改修事業

※事業費がこの概算金額から変動するリスクとして次のものが挙げられます。

物価高騰、労務単価の上昇、技術者不足、
工事手法に高い技術が必要となる場合、
グレードアップが必要な内容が生じた場合等

年度ごとの全体事業費



「墨田区学校改築基本計画」

令和 8 (2026) 年 3 月

墨田区教育委員会

第1章 「墨田区学校改築基本計画」について

1. 「墨田区学校改築基本計画」の目的

墨田区には、小学校・中学校・幼稚園（以下、「学校」という。）の合計で37校（小学校併設の幼稚園を除く。）の学校施設があり、児童・生徒・幼児（以下、「子どもたち」という。）の良好な学習環境を維持していくためには、これらの施設を計画的に改築していくことが必要です。

学校の改築について、墨田区教育委員会では令和6（2024）年3月に「墨田区学校改築基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、学校改築にあたっての課題、学校施設の構成や機能、改築時期の検討方法などを整理し、学校改築の基本的な考え方を示しました。その後、この基本方針を受け、学校ごとの改築時期や標準的な構成について検討を進めてきました。

「墨田区学校改築基本計画」（以下、「本計画」という。）は、このような背景のもと、学校施設を将来にわたって安心して学べる安全な施設とするため、計画的に学校改築を実行していくことを目的に、策定するものです。

第2章では、学校改築をより具体的な事業として推進するため、「学校改築の対象校」として、本計画期間内において改築に着手する具体的な学校名とその選定経緯を示します。

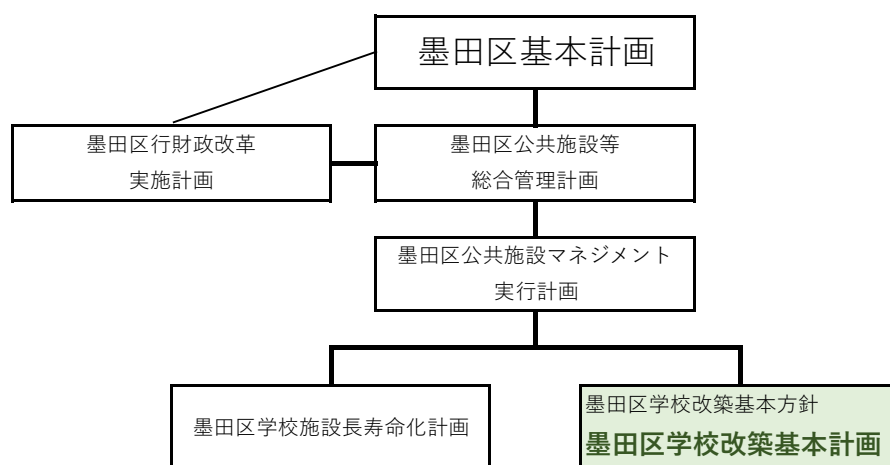
第3章では、「改築事業のスケジュール」として、基本的な改築事業の進め方と、第2章で示した各改築対象校の改築の想定スケジュールを示し、計画の見通しを明確にします。

第4章の「改築における設計標準」は、子どもたちの学習環境として必要な機能と安全性を確保することに加え、改築事業の効率化、維持管理コストの低減、将来的な施設活用などを目的に定めました。

第5章では、区の財政計画との整合を図り計画の実効性を高めるため、「計画期間における事業費の概算」として全体事業費を示します。

2. 「墨田区学校改築基本計画」の位置付け

本計画は、「墨田区学校改築基本方針」を受けて、区の公共施設のうち学校施設について、教育委員会が改築対象校や改築事業のスケジュール等の具体的な改築計画を示すものとして策定します。「墨田区基本計画」や「墨田区公共施設マネジメント実行計画」等との関係は次の図のとおりです。



※「墨田区学校施設長寿命化計画」（以下、「長寿命化計画」という。）は「墨田区公共施設マネジメント実行計画」に基づく施設整備計画として定めているものです。令和3（2021）～7（2025）年度の前計画の策定においては、改築について改築優先グループの設定を行いました。

3. 「墨田区学校改築基本計画」の計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。ただし、計画の進捗状況や学校改築を取り巻く社会環境の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

改定を行う場合には、長寿命化計画との一体的な策定について検討します。

	年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
学校改築基本方針	策定	【現方針】 おおむね10年程度を目途に改定													
学校改築基本計画				策定	【新計画】 必要に応じて改定										策定
学校施設長寿命化計画		【前計画】改定			【後期計画】			策定	【新計画】						

第2章 学校改築の対象校

1. 改築時期の検討内容

学校の改築時期の検討にあたっては、基本方針で示した次の4つの項目に沿って検討を進めました。

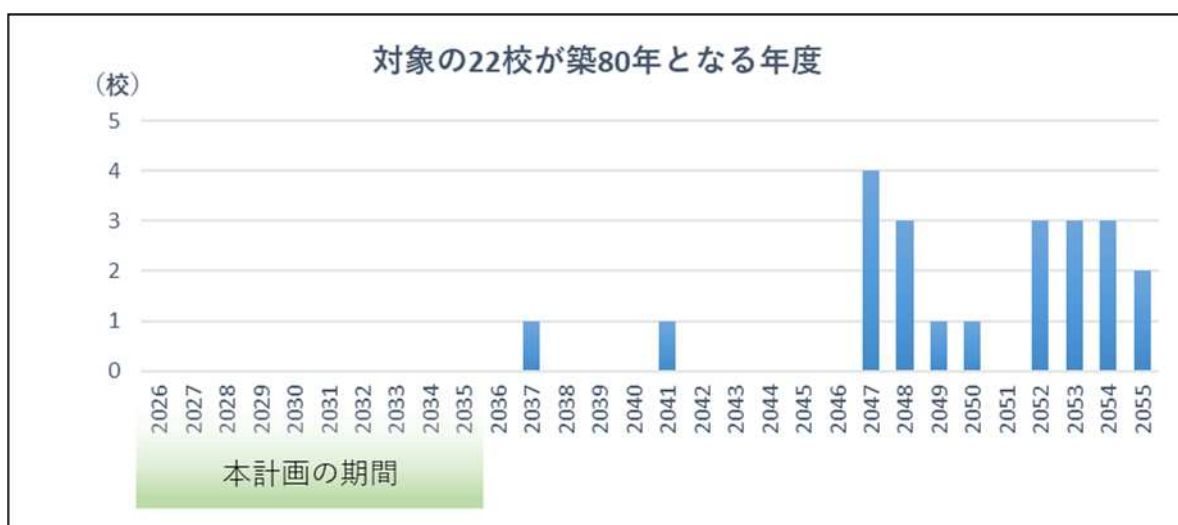
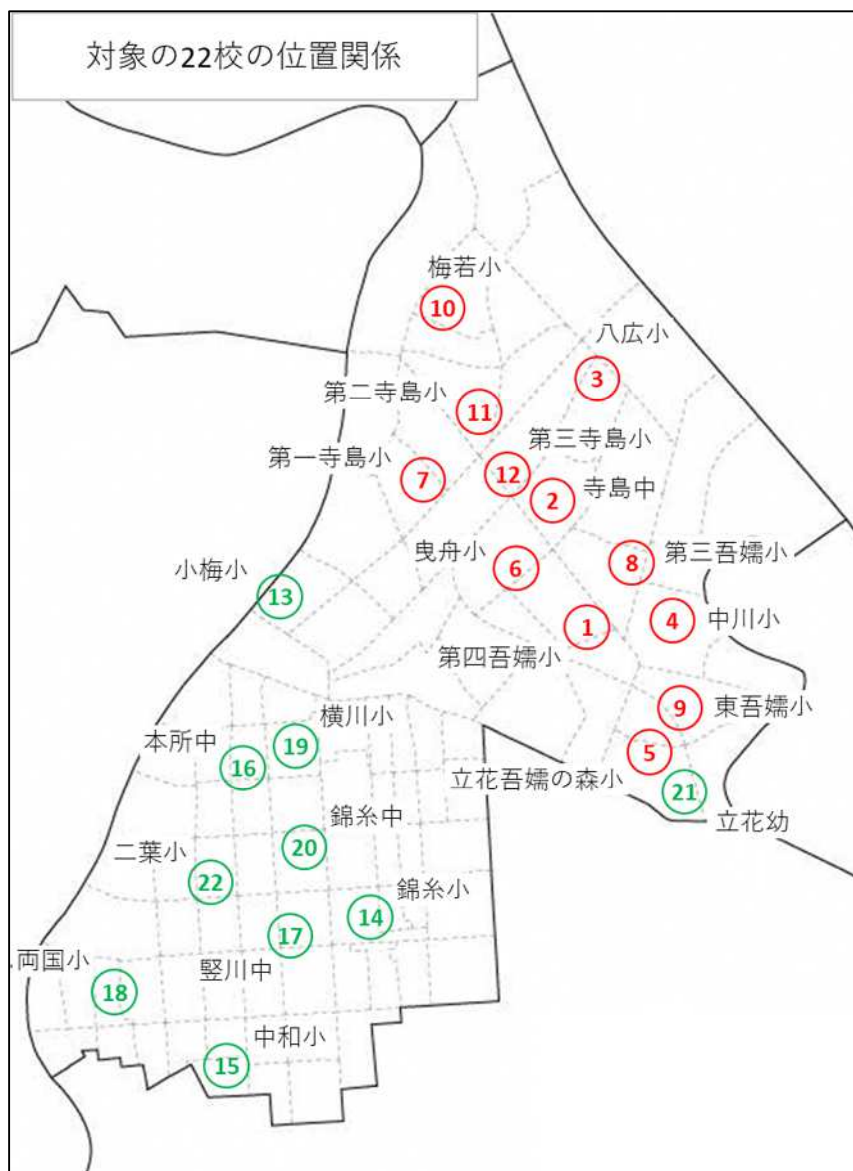
(1) 築年数

基本方針で示したとおり、今後の30年間で築80年を迎える学校は、次の表の22校であり、これらの学校について、今後の改築の集中を避けるために、計画的に前倒して改築する必要があります。この中で最も古い学校としては第四吾孺小学校が築68年であり、次いで寺島中学校が64年となっており、本計画期間内に改築するのが望ましい状況です。

その他の学校については、築80年を迎える時期が令和29(2047)年度から令和37(2055)年度までの9年間に集中していますが、その中でも比較的区の北部地域の学校が先に建て替えられている（古い）ことがわかります。

	学校名	築年数	築80年を迎える年度		長寿命化計画(前計画) におけるグループ
①	第四吾孺小学校	68	2037	R 19	A
②	寺島中学校	64	2041	R 23	
③	八広小学校	58	2047	R 29	
④	中川小学校	58	2047	R 29	
⑤	立花吾孺の森小学校	58	2047	R 29	
⑥	曳舟小学校	58	2047	R 29	
⑦	第一寺島小学校	57	2048	R 30	
⑧	第三吾孺小学校	57	2048	R 30	
⑨	東吾孺小学校	57	2048	R 30	
⑩	梅若小学校	56	2049	R 31	
⑪	第二寺島小学校	55	2050	R 32	
⑫	第三寺島小学校	52	2053	R 35	
⑬	小梅小学校	53	2052	R 34	B
⑭	錦糸小学校	53	2052	R 34	
⑮	中和小学校	53	2052	R 34	
⑯	本所中学校	52	2053	R 35	
⑰	竪川中学校	52	2053	R 35	
⑱	両国小学校	51	2054	R 36	
⑲	横川小学校	51	2054	R 36	
⑳	錦糸中学校	51	2054	R 36	
㉑	立花幼稚園	50	2055	R 37	
㉒	二葉小学校	50	2055	R 37	

※築年数は、敷地内の主な建物の中で最も古いものの築年数



(2) 建物の状態

ア 耐震性

区では平成 22（2010）年度までにすべての学校の耐震化を完了しており、耐震性に問題がある学校はありません。

イ 長寿命化への適性

建物を長く使い続けていくための長寿命化改修のためには、現在の建物に一定の健全性があり、長寿命化に適している必要があります。この検討にあたって、コンクリートの圧縮強度の調査を行いました。

コンクリートの圧縮強度の調査

コンクリートの圧縮強度が 13.5N/mm^2 以下の建物は、文部科学省の基準によると要調査建物として「改築」として試算することが明記されており、長寿命化改修に適さないとされています。調査の結果、コンクリートの圧縮強度が 13.5N/mm^2 以下である学校施設は次のとおりです。

コンクリートの圧縮強度が 13.5N/mm^2 以下の学校施設

学校名	コンクリートの圧縮強度（全体平均）
第三寺島小学校（築 52 年）	9.2N/mm^2

※コンクリートの圧縮強度とは、そのコンクリートがどれだけの力に耐えられるかを示したものです。 N/mm^2 （ニュートンパー平方ミリメートル）で表します。

13.5N/mm^2 は、10 cm四方の柱で 13.5 トンの重さに耐えられる強さです。

※第三寺島小学校はこの圧縮強度を前提に耐震補強されており、耐震性には問題がありません。

この調査結果から、築 50 年台の学校の中でも、第三寺島小学校（築 52 年）の校舎棟（第三寺島幼稚園を含む。）については、長寿命化に適さないことがわかり、第三寺島小学校の改築を優先的に検討する必要があることがわかりました。

ウ バリアフリー化の状況

バリアフリー化の状況については、次の表のとおりとなっており、特にエレベータの整備状況に課題があることがわかっています。「改築」によるバリアフリー化に加え、「長寿命化改修」によるエレベータ棟の増築なども進める必要があることから、バリアフリー化整備計画*については、「墨田区学校施設長寿命化計画」に含めて計画します。

* バリアフリー化整備計画：令和 7（2025）年 8 月に文部科学省から示された新たな整備目標の達成に向けた「取組目標」において、「すべての学校設置者において策定されること」が目標とされました。

バリアフリー化の状況		墨田区（小・中学校）				文部科学省の整備目標
		整備済	未整備	計	整備率	
バリアフリースイレ	校舎	35	0	35	100%	避難所指定の全ての学校
	屋内運動場	28	6	34	82.4%	
スロープ	門から建物の前まで	校舎	0	35	100%	全ての学校
		屋内運動場	0	34	100%	
	昇降口、玄関から教室等まで	校舎	1	35	97.1%	
		屋内運動場	0	34	100%	
エレベータ	校舎	13	22	35	37.1%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校
	屋内運動場	24	10	34	70.6%	

※令和 7（2025）年度末時点

※改築中の屋内運動場があるため、屋内運動場の合計は校舎と一致しない。

(3) 子どもの数の増減

基本方針で示したとおり、平成 16（2004）年度からの約 20 年間で区全体の児童・生徒数は一貫して増加してきましたが、最新の将来人口推計では令和 7（2025）年度以降、年少人口は減少傾向となっており、このことから、児童・生徒数も長期的には減少していくことが予測されます。

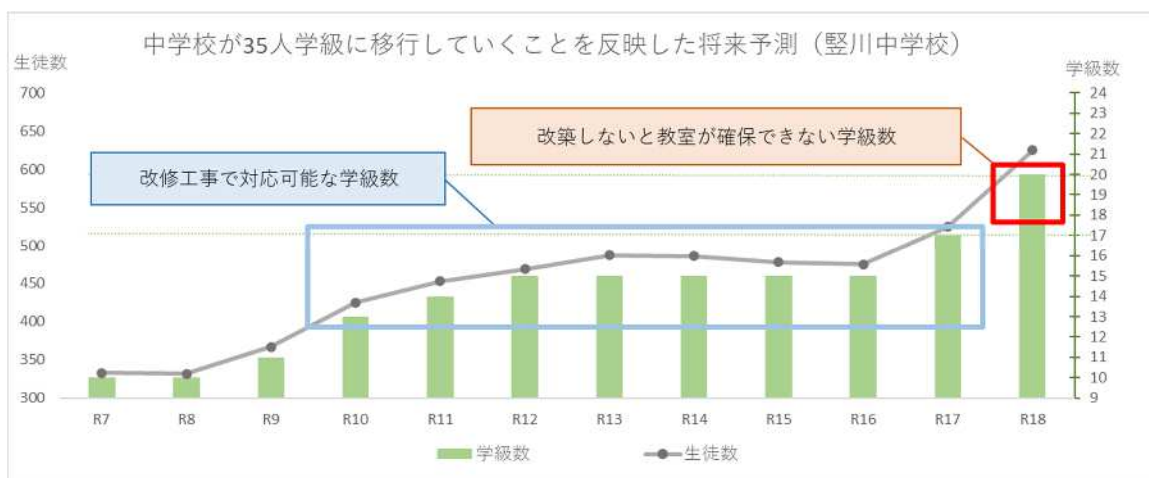


また、平成 29（2017）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間の推移をみると、区全体の児童・生徒数は増加傾向からほぼ横ばいに移行してきており、増加から減少に向かう局面に差し掛かっている可能性もうかがえます。



一方で、区の南部地域では児童・生徒数の増加が予測されており、その対応として二葉小学校の屋内運動場棟の増築工事も、現在行われています。さらに、中学校が令和 8（2026）年度から 35 人学級に移行していくことにより、中学校で学級数が増える可能性があります。

以上の状況を踏まえ、今後の各学校の児童・生徒数と学級数を分析したところ、ほとんどの学校では、今後 10 年程度の範囲では改築が必要なほど教室数が不足することはないという予測になりました。しかし、竪川中学校（築 52 年）では次の図のとおり、令和 7（2025）年度に普通学級が 10 学級であるのに対して、令和 18（2036）年度には 20 学級まで増加する予測となり、本計画期間に学校の改築を行わないと普通教室が確保できないおそれがあることがわかりました。



参考：学校施設の適正規模・適正配置

文部科学省は、小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方や具体的な方策をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を令和4（2022）年4月に改定し、小・中学校の適正規模について、学校教育の目的達成のため、クラス替えができる12～18学級を標準としつつ、多様な教育機会の確保も重視し、地域の実態を踏まえた柔軟な対応を推進しています。

墨田区では、平成26（2014）年の吾嬬第一中学校と立花中学校の統廃合を最後に、適正配置計画の実施は当分の間見送ることとしています。本計画においても、計画期間中に児童・生徒数が大幅に増減する予測とはなっていないことから、学校の統廃合や新設は計画していません。

(4) 改築手法

(3)までの検討の結果、優先的に検討する必要がある学校が第四吾嬬小学校、寺島中学校、第三寺島小学校、竪川中学校の4校であることがわかりました。この4校について、次のとおり改築手法の検討を行いました。

ア 居ながら改築の検討

学習環境の安定性等の観点から、まず、居ながら改築ができるかどうかの検討を行いました。検討にあたっては、(一)通学経路と工事動線が分離できること（子どもたちの安全確保）、(二)体育館がない期間が生じないこと（学校運営への影響の回避）の2つの条件を設定しました。検討の結果、次の表のとおり、寺島中学校と竪川中学校では居ながら改築が可能である一方、第四吾嬬小学校と第三寺島小学校では、既存建物の配置と周辺道路の幅員の関係で、子どもたちの安全を確保しながら工事を進めることが難しいことから、居ながら改築ができないことがわかりました。

	第四吾嬬小	寺島中	第三寺島小	竪川中
居ながら改築の可否	×	○	×	○

イ 仮校舎用地の検討

居ながら改築ができない場合、仮校舎を用意して仮移転し、その間に無人改築する必要があります。仮校舎用の用地としては、広さがおおむね5,600㎡以上の土地が必要で、さらに改築校の通学区域内か、遠くても隣接する通学区域にあるのが望ましいです

が、これらの条件に合う候補地は見当たっていない状況です。このため、次の「近隣校との連携による改築」の中での仮校舎分のスペースの確保を検討することとしました。

ウ 近隣校との連携による改築の検討

「近隣校との連携による改築」とは、通学区域が近い2校（X校、Y校とする。）について、先にX校を居ながら改築し、その新校舎にさらに増築してY校の仮校舎分のスペースを確保して合同校舎とし、Y校をその合同校舎に仮移転させ、施設を共有しながら2校の運営を行い、その間に無人になったY校を改築するという手法です。

(1)で示した全体図のとおり、第四吾孺小学校（①）第三寺島小学校（⑫）の近隣校も築年数の古い学校が多くなっています。これらの学校について、「居ながら改築を行った上で仮校舎分のスペースを確保する余地があるか」を検討したところ、次の表のとおり、第四吾孺小学校の近隣では第三吾孺小学校（築57年）、第三寺島小学校の近隣では第二寺島小学校（築55年）が、比較的校地面積が広いことなどから、この連携による改築が可能であることがわかりました。

	第四吾孺小学校の近隣校				第三寺島小学校の近隣校		
	第三吾孺小	中川小	東吾孺小	立花吾孺の森小	第一寺島小	第二寺島小	曳舟小
連携による改築の可否	○	×	×	×	×	○	×

2. 本計画における改築対象校

1の検討内容に基づき、本計画期間中（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）に新校舎整備に着手する学校は次のとおりとします。

なお、八広小学校については、「墨田区学校施設長寿命化計画」の中で優先度が高いAグループの中から、^{くたい}躯体の健全性や劣化状況の評価、築年数等を総合的に判断し、令和3（2021）年度に選定しました。その後、令和6（2024）年度から改築事業を開始しています。

対象校（築年数）	選定理由（改築手法）	改築時期 （詳細は19ページ）
八広小学校 （築58年）	令和3（2021）年度に、躯体の健全性や劣化状況の評価、築年数等を総合的に判断した。（居ながら改築）	本計画<1>
第三吾嬬小学校 （築57年）	第四吾嬬小学校との連携による改築のため、先に居ながら改築し、敷地内に第四吾嬬小学校との合同校舎を建設する。（連携による改築）	本計画<2>
堅川中学校 （築52年）	近隣の子ども数の増加により、教室数の不足が見込まれるため（居ながら改築）	本計画<3>
第二寺島小学校 （築55年）	第三寺島小学校との連携による改築のため、先に居ながら改築し、敷地内に第三寺島小学校との合同校舎を建設する。（連携による改築）	本計画<4>
寺島中学校 （築64年）	築年数から、優先度が高いため（居ながら改築）	本計画<5>

（参考）

第四吾嬬小学校 （築68年）	築年数から、優先度が高いため、第三吾嬬小学校の改築により合同校舎を確保し、仮移転後に無人改築する。（連携による改築）	次期計画
第三寺島小学校 （築52年）	建物の状態から、優先度が高いため、第二寺島小学校の改築により合同校舎を確保し、仮移転後に無人改築する。（連携による改築）	次期計画

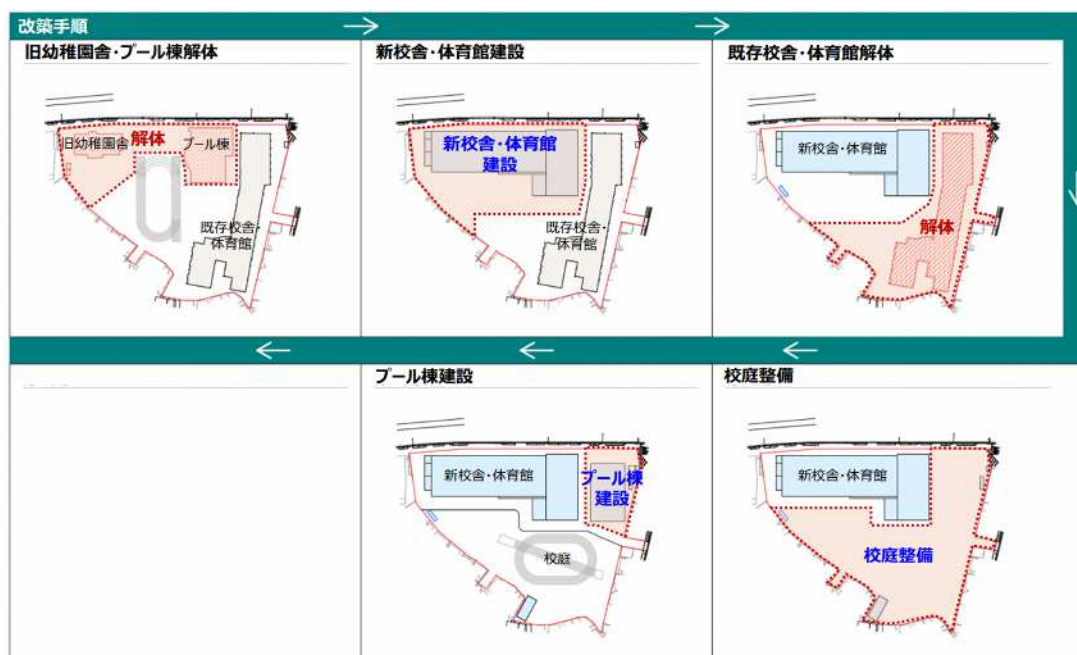
3. 想定される工事手順

2の対象校の工事手順については、次のとおり想定しています。具体的な工事手順や工期については、条件整理や設計の中で詳細に検討し、子どもたちの安全を確保しつつ学校運営に最も影響の少ない方法を選択するため、ここに示す手順と異なる可能性があります。改築事業ごとに検討し、随時明確にしていきます。

(1) 八広小学校

- ・ プール棟などを解体し、新しい校舎・体育館を建設します。
- ・ 完成後、学校機能に移転させます。
- ・ 既存校舎・体育館を解体します。
- ・ 校庭を整備し、敷地内にプール棟を整備します。

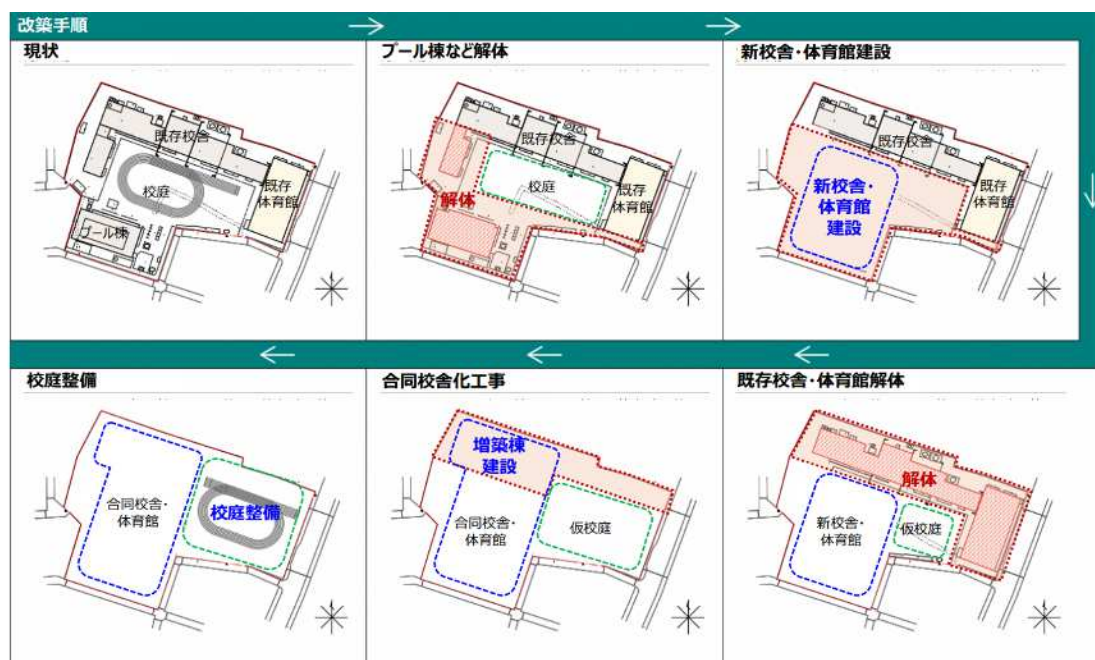
八広小学校改築イメージ



(2) 第三吾嬬小学校（第四吾嬬小学校との連携による改築）

- ・ プール棟などを解体し、新しい校舎・体育館を建設します。
- ・ 完成後、第三吾嬬小の学校機能を移転させます。
- ・ 既存校舎・既存体育館を解体します。
- ・ 既存校舎解体跡地の一部に第四吾嬬小分のスペースを増築し、校庭を整備します。
- ・ 完成後の合同校舎に、第四吾嬬小の学校機能を仮移転させます。
- ・ 第三吾嬬小と第四吾嬬小で校庭や体育館などを共有し、施設共有運営を行います。
- ・ 無人になった第四吾嬬小の改築を行います。
- ・ 完成後、合同校舎から第四吾嬬小の学校機能を移転させます。
- ・ 施設共有運営は終了し、それぞれの場所で学校を運営します。

第三吾嬬小学校改築イメージ

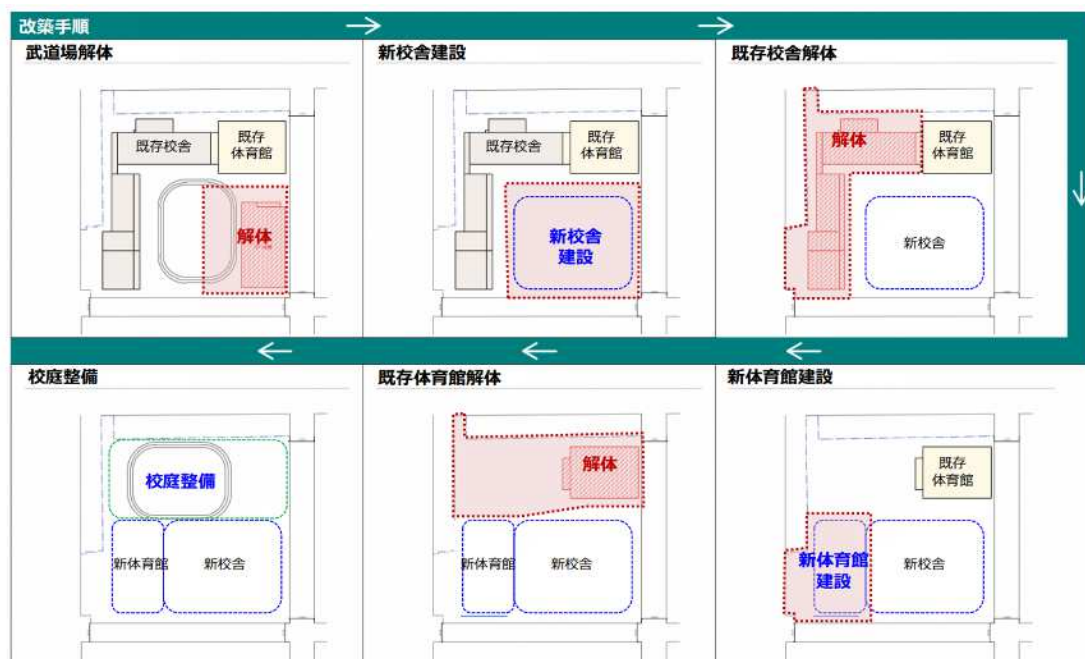


※本イメージは手順の一例であり、実際の手順は今後の条件整理・設計で決定します。

(3) 豎川中学校（居ながら改築）

- ・ 武道場を解体し、解体跡地と校庭に新しい校舎を建設します。
- ・ 完成後、学校機能を移転させます。
- ・ 既存校舎を解体し、解体跡地の一部に新しい体育館を建設します。
- ・ 既存体育館を解体し、校庭を整備します。

豎川中学校改築イメージ

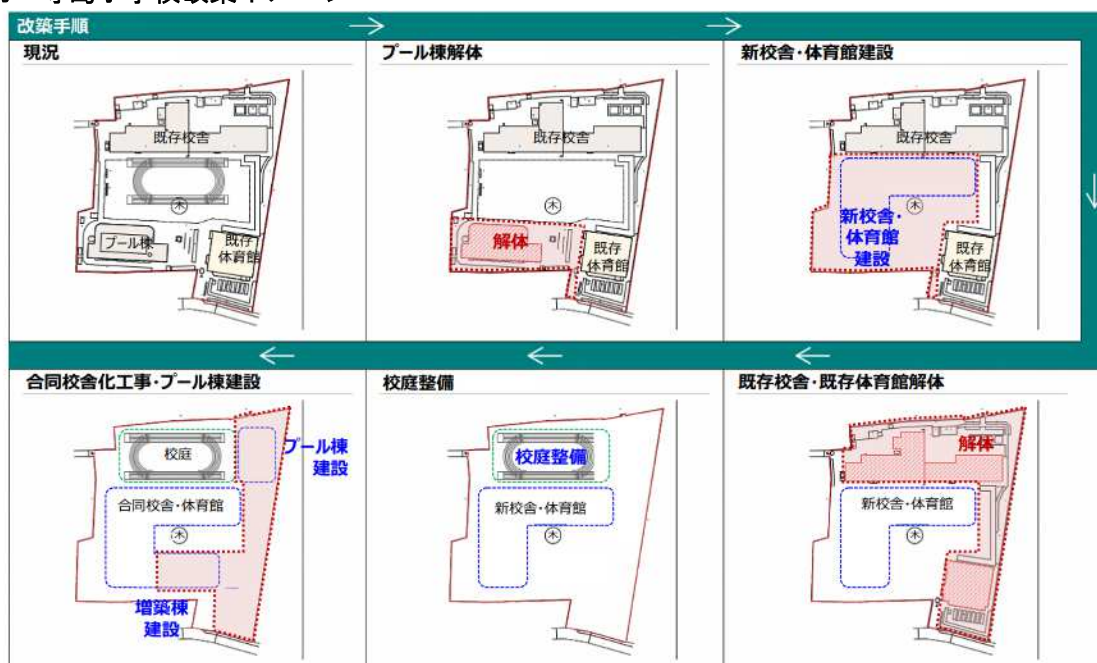


※本イメージは手順の一例であり、実際の手順は今後の条件整理・設計で決定します。

(4) 第二寺島小学校（第三寺島小学校との連携による改築）

- ・ プール棟などを解体し、新しい校舎・体育館を建設します。
- ・ 完成後、第二寺島小の学校機能を移転させます。
- ・ 既存校舎・既存体育館を解体します。
- ・ 既存校舎等の解体跡地の一部に第三寺島小分のスペースを増築し、校庭を整備します。
- ・ 完成後の合同校舎に、第三寺島小の学校機能を仮移転させます。
- ・ 第二寺島小と第三寺島小で校庭や体育館などを共有し、施設共有運営を行います。
- ・ 無人になった第三寺島小の改築を行います。
- ・ 完成後、合同校舎から第三寺島小の学校機能を移転させます。
- ・ 施設共有運営は終了し、それぞれの場所で学校を運営します。

第二寺島小学校改築イメージ

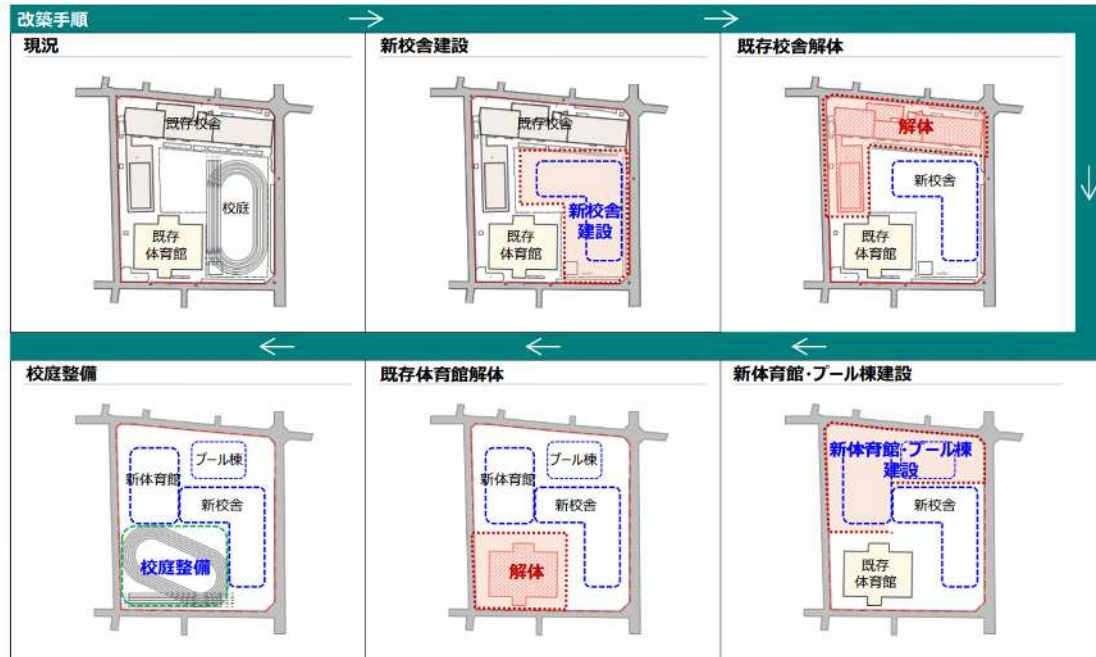


※本イメージは手順の一例であり、実際の手順は今後の条件整理・設計で決定します。

(5) 寺島中学校（居ながら改築）

- ・校庭に新しい校舎を建設します。
- ・完成後、学校機能を移転させます。
- ・既存校舎を解体し、解体跡地の一部に新しい体育館・プール棟を建設します。
- ・既存体育館を解体し、校庭を整備します。

寺島中学校改築イメージ



※本イメージは手順の一例であり、実際の手順は今後の条件整理・設計で決定します。

第3章 改築事業のスケジュール

1. 改築事業の進め方

学校ごとの改築事業を進めるにあたっての基本的な流れと内容は次のとおりです。

(1) 関係者との協力体制づくり（事業期間を通じて）

地域に愛される学校づくりのため、学校改築事業は保護者や地域の関係者、教職員等と協力体制をつくり、目標を共有しながら進めていくことが重要です。

学校施設は、学校教育の場として適切な環境を確保するために整備するものとされており、その整備の権限と責任は教育委員会が負うものですが、地域の防災拠点としての役割も担っており、社会教育やスポーツのための利用も行われるなど、学校教育以外での使用もあることから、さまざまな視点からの意見が大切になってきます。

改築対象校となることを発表してから改築が完了するまでの間、教育委員会と学校が連携して、次のように周知、説明、意見聴取等を進めていきます。

周知：改築校の事業化の発表後、できるだけ早い時期に、学校運営協議会・学校運営連絡協議会、町会・自治会、保護者、教職員等への周知を行います。また、ウェブサイトへの掲載を行います。

事業説明：設計方針の決定に合わせ、学校運営協議会・学校運営連絡協議会、保護者会、学校の職員会議等の機会に説明を行い、意見聴取を行います。時期に応じ、翌年度の入学予定の保護者向けの説明会でも説明を行います。

工事説明：法令の定めにより、建設工事、解体工事等の着手前に近隣住民を対象とした工事説明会を開催します。原則として、保護者や地域の関係者等も参加できる形式とします。

その他：改築の手順やスケジュールに変更や遅れが生じる場合には、可能な限り速やかに周知を行い、内容に応じて臨時の説明会を開催します。

(2) 設計に向けた条件整理（期間：約1年）

設計に向けた条件整理は、約1年をかけて新校舎の全体像を明確にする重要なプロセスです。この期間中、学級数や必要諸室を踏まえた施設規模の決定、事業スケジュールの策定、学校用途以外のニーズも踏まえた多機能化・複合化*の検討を行い、地域特性を反映した整備コンセプトを明らかにします。さらに、敷地内の建物配置や動線構成を明確化します。この条件整理がその後の設計の基盤となります。また、それらの前提となる都市計画マスタープランや建築基準法等との整合性についても確認します。

条件整理の期間には、改築に伴う学校運営等への影響の対応についても検討します。学校

ごとに必要な対応は異なりますが、例えば、通学路の変更、プールや校庭の代替施設（近隣の学校、公営・民営のスポーツ施設等）、改築事業中の指定避難所機能の維持などについて検討が必要になる場合があります。

条件整理後、条件整理で定めた内容をもとにプロポーザル方式で設計者選定を行います。

* 本計画において、「多機能化」とは、学校が管理する区域の一部を学校以外の用途（例えば、学童クラブや集会室、スポーツ利用）でも使用することができるようにしておくことです。また、「複合化」とは、建物内の管理区域を、学校以外の用途のために使用する区域は学校以外の管理者が管理するように分割することです。

なお、多機能化・複合化する場合には、管理区分及び動線を分離し、セキュリティ対策に配慮するなど十分な検討が必要となります。

(3) 基本設計及び実施設計（期間：約2年）

基本設計及び実施設計は、約2年をかけて新校舎の具体的な姿を形作る重要な段階です。

基本設計では、約1年をかけて、必要諸室を盛り込んだ平面・断面・立面計画を作成し、耐久性と機能性を考慮した内外部の仕上げ計画を立案します。また、将来の改修にも対応できる構造計画、環境調和型の設備計画を策定し、完成予想外観図を作成します。これにより、新たな学校施設の姿が明確になり、概算費用も示されます。

続く実施設計では、さらに約1年をかけて、基本設計を基に工事実施を見据えた詳細な検討を行います。建築、構造、電気設備、空調・衛生設備、外構などの具体的な仕様を決定し、工事発注に向けた関連資料を作成します。同時に、意匠、サイン、緑化、外構等の詳細計画を立て、工事後に設置する設備機器や家具との事前調整も図ります。この過程で、資材価格や労務単価等の動向も考慮しながら、最終的な整備費用を決定します。これらの綿密な設計作業を通じて、新校舎の建設に向けた具体的かつ実行可能な計画が完成します。

なお、基本設計及び実施設計は、本計画第4章の設計標準に準拠したものとして作成します。

また、設計を進めるにあたり、建物を支える地盤の状態を確認し、計画する建物を安全に支えられるか検討するための地盤調査を行います。設計期間中に4週間程度、建設予定地の一部に囲いを設けて調査することとなります。

(4) 建設工事・解体工事（期間：手法により異なる。）

改築の手法は大きく分けて「居ながら改築」と「無人改築」があり、それらを組み合わせた「複数校の連携による改築」を行うこともあります。

居ながら改築の場合、先に校庭等に新校舎を建設し、移転後に既存校舎の解体を行います。既存の建物配置によっては、一部の建物を先に解体し、その跡地を利用して新校舎の建設を行うことがあります。

無人改築の場合、今の学校とは別の場所に仮校舎を用意し、そこに移転してから既存校舎

を解体し、新校舎を建設します。

複数校の連携による改築の場合、先に1校目の校庭等に新校舎を建設し、移転後、既存校舎の解体を行います。その後、新校舎にさらに増築して2校目の仮校舎分のスペースを確保して合同校舎とします。2校目はその合同校舎に仮移転したあと、無人改築を行い、完成後に再移転することになります。

なお、工事期間については、改築手法や敷地形状、施工性（工事のしやすさ）によって違いが生じるため、改築ごとに条件整理・設計を行う中で検討し、明確化していきます。

また、昨今では建設業界の人手不足等の影響から、全国的に公共工事の契約不調（入札の結果、受注事業者が決まらないこと）が多くなっています。このため、基本設計内容の公表などの情報発信を積極的に行う、事業者が応札しやすくなるよう積算期間を長く設定する、工期に余裕を持たせるなど、契約の確実性を高めるための対策を予め検討します。

(5) 校庭整備（期間：約半年）

原則として、建設工事・解体工事等が完了した後に校庭を整備し、事業完了となります。なお、改築工事中でも仮校庭を確保するなど、改築事業の期間にもできる限り校庭での活動を行えるように工夫します。

(6) 建設後の維持管理

建設後は適切な維持管理に努めるとともに、設計のコンセプトが学校運営に活かされるように配慮します。

(7) その他（学校機能の移転、CM業務、文化財発掘調査など）

新校舎への学校機能の移転については、さまざまな什器、物品等の移動も含め、非常に大掛かりなものとなります。特に授業期間に行う場合には教職員の負担が大きくなるため、可能な限り長期休業期間を活用するなどの配慮が必要になります。

CM（コンストラクション・マネジメント）業務とは、建設プロジェクトの発注者を支援し、コスト、品質及びスケジュールの管理や設計業務の調整などを行う業務のことです。学校改築においては、「設計に向けた条件整理」、「設計者選定」及び「基本設計・実施設計」の支援などのCM業務を専門事業者に委託することを計画しています。また、本計画の着実な推進のためには各学校の改築を横断的に進めることが重要なため、CM業務においては本計画に基づく学校改築全体を一つのプロジェクトとして考えていくこととなります。

文化財発掘調査は、「墨田区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき行うもので、工事着手前に試掘調査を行い、遺跡が発見された場合には、本調査を行います。試掘調査は、通常1～2か月程度必要となります。本調査は、発掘される遺跡の規模等によっては長期間にわたり、改築事業の全体スケジュールに影響を与える場合があります。

2. 改築事業の全体スケジュール

本計画における改築事業の全体スケジュールは、次のとおり想定しています。本計画の期間には5校の新校舎建設工事に着手する予定です。なお、スケジュールに変更が生じた場合には、適宜見直しを行っていきます。

改築事業の全体スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
<1> 八広 小学校	設計		新校舎・体育館建設		既存校舎解体	
<2> 第三吾嬬 小学校		条件整理	設計		新校舎・ 体育館建設	
<3> 豎川 中学校				条件整理	設計	
<4> 第二寺島 小学校					条件整理	設計
<5> 寺島 中学校						

R13	R14	R15	R16	R17	R18～
校庭・プール棟整備					
	既存校舎解体		校庭整備・第四吾嬬小分 のスペースの増築		
新校舎建設			既存校舎解体	新体育館 建設	
	新校舎・体育館建設		既存校舎解体		
条件整理	設計		新校舎建設		

※ 設計期間に施設の一部の解体に着手する可能性もあります。

※ 空白期間には、学校機能の移転や地盤調査、文化財調査を行う場合があります。

<1> 八広小学校（居ながら改築）

設計に向けた条件整理	令和 6（2024）年度
設計者選定	令和 6（2024）年度
設計（基本設計及び実施設計）	令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度
新校舎建設工事	令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度

<2> 第三吾嬬小学校（第四吾嬬小学校との連携による改築）

設計に向けた条件整理	令和 8（2026）年度
設計者選定	令和 8（2026）年度後半
設計（基本設計及び実施設計）	令和 8（2026）年度末から令和 10（2028）年度
新校舎建設工事	令和 11（2029）年度から
（工期は条件整理・設計の中で検討）	

<3> 堅川中学校（居ながら改築）

設計に向けた条件整理	令和 10（2028）年度
設計者選定	令和 10（2028）年度
設計（基本設計及び実施設計）	令和 10（2028）年度から令和 12（2030）年度
新校舎建設工事	令和 13（2031）年度から
（工期は条件整理・設計の中で検討）	

<4> 第二寺島小学校（第三寺島小学校との連携による改築）

設計に向けた条件整理	令和 11（2029）年度
設計者選定	令和 11（2029）年度
設計（基本設計及び実施設計）	令和 11（2029）年度から令和 13（2031）年度
新校舎建設工事	令和 14（2032）年度から
（工期は条件整理・設計の中で検討）	

<5> 寺島中学校（居ながら改築）

設計に向けた条件整理	令和 13（2031）年度
設計者選定	令和 13（2031）年度
設計（基本設計及び実施設計）	令和 13（2031）年度から令和 15（2033）年度
新校舎建設工事	令和 16（2034）年度から
（工期は条件整理・設計の中で検討）	

第4章 改築における設計標準

1. 改築における設計標準の意義

(1) 設計標準の意義

学校の改築を進めるにあたり、設計標準として計画の基本となる方針を示すことで、事業者や担当者ごとの考えによる機能的または質的な格差が生じないようにし、子どもたちの安全・安心に配慮し、多様な教育活動に対応できるような充実した学校づくりを推進します。

本計画の設計標準は原則的なものであり、標準化によって学校施設の画一化を促すものではありません。各改築事業においては、設計標準に従って効率的な検討を進め、建設工事費等の縮減を図るとともに、メンテナンス性や耐久性、多用途への転用性を十分に考慮した上で、各学校の特性を活かすことのできる機能についても取り入れていきます。

なお、本計画の設計標準は、令和6（2024）年度から行っている八広小学校の設計と並行して、学校に普遍的に求められる構成や機能について検討し、取りまとめたものです。今後も改築事業を進める中で検証を行い、必要に応じて見直しを実施します。

参考：「基本方針」第2章から

- ・学習空間としての必要性について、事前に十分に検討する必要がある。
- ・特別な空間や特殊な機能は、必要性が高く十分に活用されることが確認された場合に限って整備する。
- ・建設費を抑え転用可能性を高めるため、シンプルなデザインにする必要がある。
- ・設計において、標準的な部分の仕様を予め定めておく方法も検討する。

(2) 設計標準で確保する機能及び質

ア 安全で学習に適した環境

【本計画の設計標準】

- ・乗り越える、のぞき込む、上に乗るなどの落下の要因となる構造を作らない計画とする。
- ・ぶつかる、はぐれる、見失うなど日常生活で支障が出る死角を作らない計画とする。
- ・集まる、留まる、隠れるなどの見通しが悪いことで支障が出る死角を作らない計画とする。
- ・子どもたちの年齢や特性に合わせ、火災等の有事の際に避難しやすい構造とする。
- ・音環境、熱環境、光環境等に配慮し、学習に集中できる計画とする。
- ・学年のまとまり（学年ユニット）を形成し、学年単位での活動のしやすい計画とする。

- ・校内移動時にできる限り他の学年ユニットを通過しないで各所にアクセスできる計画とする。
- ・校務スペースは教職員が効率的に業務を行えるように配慮し、教員同士のコミュニケーション、子どもたちへの対応等、場面に応じて選択できる場所を用意する。
- ・単独で更衣できる空間を設けるなど、性の多様性に配慮した計画とする。

参考：「基本方針」第2章から

- ・落下等の事故防止に配慮する。
- ・死角を作らない。
- ・火災等の際に避難しやすい構造にする。
- ・移動の負担が少ないようにする。
- ・性の多様性に配慮する。

イ バリアフリー機能及び防災機能

【本計画の設計標準】

- ・子どもたち、教職員、地域住民等の施設利用者に対して、だれもが利用しやすい施設となるように、エレベータ等のバリアフリー機能を整えるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に十分配慮した計画とする。
- ・バリアフリースイレは、各階に1か所ずつ設置する。地域開放時にも利用できるように配置する。
- ・地震、風害、水害、落雷、大火等の災害を考慮した計画とする。
- ・区の防災計画、ハザードマップを踏まえ、災害時の施設使用を考慮した計画とする。
- ・計画建物の構造設計目標水準は、多数の者が利用する学校施設という施設用途を考慮して、「構造設計指針・同解説（東京都財務局）」より、分類をⅡとし、用途係数を1.25と設定する。
- ・洪水、高潮及び雨水出水に対する想定浸水深、避難所指定の有無を確認し、避難所指定がある場合は避難所となる体育館の床レベルを想定浸水深以上に設定する。
- ・重要な設備・機器類が浸水による被害を受けにくい計画とする。
- ・避難所運営時に必要な電力及び水を確保できる計画とする。
- ・災害による断水及び設備破損に備え、マンホールトイレの設置を計画する。
- ・停電時においても、避難所となる諸室は空調機能を確保することが可能な計画とする。

参考：「基本方針」第2章から

- ・エレベータ、スロープ、手すり、バリアフリースイレ等を整備する。
- ・地震や水害等に耐える強度と機能を備える。
- ・被災者の受け入れや物資の共有の拠点としての使用を考慮する。

2. 全体計画における設計標準

(1) 全般的事項

- ・将来的な用途転用の際の自由度も確保できる構造体を検討する。
- ・教室配置における方角や周辺環境による学習環境の差が極力生じないように、設備等の導入により配慮する。
- ・特別教室で生じる音、振動及びにおいによる影響を軽減するために、配置や設備に十分配慮する。
- ・教職員ごとの裁量によって利用頻度に差が生じるような特別な空間や特殊な機能は設けない。
- ・真に必要な事情がない限り、体育館やホール等に可動床などの大がかりな設備は設置しない。

(2) 配置計画・ゾーニング

- ・土地の有効活用に配慮して、校舎、校庭、屋外倉庫等を配置する。
- ・各施設部分について、利用形態等に応じ、適切な日照、通風その他の自然環境を確保できるように配置する。
- ・防犯及び事故防止の観点も踏まえて建物配置の検討を行う。
- ・子どもたち、来校者、車両等の各動線を考慮した建物配置を計画する。
- ・緊急車両、工事車両の進入等に配慮する。
- ・校内の動線については、教育活動を最優先とし、子どもたちが安全に移動でき、かつ使いやすい計画とする。
- ・職員室などの管理諸室に関しては、教育活動とのつながりを意識し、利便性が高い位置とする。
- ・地域開放の利用者が使用する範囲について、教育活動との利用時間帯の違いも踏まえながら、教育活動に影響を与えないように動線等を考慮してゾーニングする。
- ・学校と地域開放で相互に使用する特別教室、会議室等の諸室は、相互のエリアに近接して配置する。また、休日や夜間等の授業時間外においても学校利用と地域開放の利用者動線の管理を行いやすいよう考慮する。
- ・災害時に避難所となった場合にも、早期に児童・生徒の学習が再開できるよう、避難施設と学校施設の機能に応じてゾーニングを行う。

(3) 安全性

- ・多動の特性のある子どもたち、想定外の行動をとる子どもたちもいることを念頭に、子どもたちの安全対策を第一に考える。

- ・天窓、窓、吹抜け、階段等からの落下事故が全国的に発生していることを踏まえ、それらの事例を参照し、乗り越えることができない高さの落下防止柵や手すりの設置等、落下防止対策を十分に検討の上、計画を進める。
- ・階段部分の梁型等は、子どもたちが乗移ることができない構造及び仕上げで計画する。
- ・階段最上階部分の踊り場は、子どもたちが下の階に落下する危険性がない構造及び仕上げで計画する。
- ・階段は、階下をのぞき込めない構造にするとともに、下階からの視線に注意して計画する。
- ・屋上等の高所に活動スペースを設ける場合には、手すりではなく、フェンス等で物理的に落下を防止する。
- ・設備機器など高所に設置する重量物は、落下防止対策を行い、安全に配慮した計画とする。
- ・設備スペースなど子どもたちの立ち入りを禁止する区域は、フェンス等で物理的に侵入を防止する。

(4) セキュリティ・防犯性

- ・子どもたちの安全を確保するために、来校者の敷地及び校舎への出入り口を限定的にし、主事室、職員室等から視認できる計画とする。
- ・敷地への出入り口には防犯カメラを設置し、主事室及び職員室で常時確認できる計画とする。
- ・物品の搬入時等の門扉の開け閉めについては、職員が行うことを前提にセキュリティを計画する。
- ・不審者対策として、教室を中から施錠し子どもたちの身を守れるようにする。
- ・セキュリティ計画は、学校運用時だけでなく、休日・夜間等の地域開放時についても検討する。
- ・地域開放する諸室は、管理区分を明確にするためにまとまりに配慮し、普通教室エリアとの動線を分離するなど、セキュリティに配慮した計画とする。
- ・放課後の児童の居場所づくりについて、予備教室等を活用して学童クラブ等を学校以外の運営主体が実施する場合には、それ以外の施設管理は学校が実施することから、動線や配置等を十分検討する。

(5) 環境性能と省エネルギー性能

- ・建物の省エネルギー性能の指標として、ZEB Ready*の認証取得を前提に検討する。
- ・原則として雨水利用を導入し、トイレの洗浄水等で活用する。
- ・屋上緑化に関しては、猛暑・少雨等で枯れてしまわないよう、給水方法の工夫や、樹種を低木とする、生育に必要な土壌厚を確保するなどの対策を検討する。また、メンテナンスしやすい位置に設置する、雑草対策を行うなど、維持管理にも留意した計画とする。

* 「ZEB Ready」とは、建築物のエネルギー消費量を従来比で 50%以上削減した高効率な建物のことです。ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現に向けた段階的な水準の一つで、省エネ設計や高性能設備の導入により大幅なエネルギー削減を達成した建築物を指します。

(6) 空調及び換気

- ・十分な換気を確保しつつ、空調等により、快適かつ健康に過ごせる学習環境を確保できる計画とする。
- ・教室に加えて、廊下や階段も快適に過ごせるような高効率な設備を整備する。
- ・一部機器のメンテナンスが必要になった場合でも、学校運営が継続できるような空調及び換気システムを整備する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策の経験を活かし、感染症対策に適した換気設備を整備する。
- ・熱負荷削減を踏まえた換気システムを整備する。

(7) ICT 環境

- ・アクセスポイントについては、普通教室、図書室を含めた特別教室、体育館等の諸室に設置し、wifi 環境を整備する。
- ・ICT を利用した学習指導が実施されていることから、必要な場所で快適に使えるよう通信速度を確保するなど、十分な機能を有する wifi 環境を確保する。
- ・ICT 環境の整備は、学習環境・学校運営に必要なシステムのみとする。
- ・職員室を OA 床にして足元の配線をなくすなど、教員が効率的に働ける環境を整える。

(8) 耐久性（構造体・建築費構造部材・建築設備）

- ・改築の周期を 80 年とし、必要な予防改修等を行いながら 80 年は構造躯体の健全性を保つことができる計画とする。
- ・建築資材については、その特性及び更新時期等を考慮して、ライフサイクルコストの低減を目的に、適正な耐久性を確保する。また、内外装の仕上材については耐汚染性等の維持管理性に十分配慮する。
- ・建築設備の機器選定にあたっては、ライフサイクルコストの低減を目的に、長寿命機器を採用する。
- ・各種機器や配管・ダクト類については、地震時の転倒・脱落防止、防振等に配慮し、適切な耐震措置を施す。

(9) 維持管理・保守

- ・動線の分離等により、将来的な機能付加・機能転換にも対応できる計画とする。

- ・ 予防改修、長寿命化改修が実施されることを前提に、改修の実施が容易な計画とする。
- ・ 外装や内装は仕上げ材の比較検討をし、汚れにくさ、清掃のしやすさ等に配慮した計画とする。
- ・ 建材・設備機器等は、メンテナンスフリーまたは省メンテナンスである製品を積極的に採用する計画とする。
- ・ 施設管理者及び利用者にとって使いやすい機器、器具を計画する。

(10) その他

- ・ 改築の際に生じる既存校舎の改修工事は必要最低限の改修内容とする。
- ・ 工事期間中でも既存校舎の運用が可能となるようにインフラ盛替え*を計画する必要があるが、既存インフラを十分に調査の上、工期が短く、拡張性・経済性・施工性に優れた計画とする。
- ・ 学校運営を継続したままの工事となる場合は、改築工事期間中の学習環境に十分配慮し、騒音及び振動の低減、運動場所の確保等に努める。騒音及び振動については、騒音振動計を設置し、モニタリングしながら工事を進める。

* 「インフラ盛替え」とは、工事を行う際、既存の設備や電気・水道・ガス等の配管が支障となる場合に、それらを一時的に移設・迂回させ、工事完了後に適切な位置・状態に整備し直す作業のことです。

3. 諸室、設備の設計標準

(1) 諸室

ア 普通教室

- ・普通教室及び予備教室の教室数は、適正規模に配慮して設定し、各校の設計要件書に記載する。
- ・普通教室は、小学校については $8\text{m} \times 8.5\text{m} = 68\text{ m}^2$ 、中学校については $8\text{m} \times 9\text{m} = 72\text{ m}^2$ を基本とする。
- ・普通教室は良好な室内環境を確保するため、開口部の工夫や適切な設備の導入を計画する。
- ・普通教室には、隣接する廊下やスペース等を一体利用できるような建具を採用し、多目的な空間の確保ができる計画とする。
- ・学年単位での学習活動がしやすいよう、教室配置に配慮する。
- ・ベランダやバルコニーは、落下防止対策のため、原則として設置しない。



イ 特別教室

- ・特別教室群として使いやすいまとまったゾーニングを検討する。
- ・各教科の学習に必要な設備を有する教室として整備する。
- ・教科に応じて日当たり、作業スペースや換気、防音等に配慮する。
- ・騒音・振動等、他の教室や近隣への影響に配慮する。
- ・普通教室からの移動時間が短くなるように配置する。
- ・低学年時には利用しない特別教室についても、特別教室付近の掲示や展示により、その教科を身近に感じられるように配置する。
- ・準備室は、特別教室で行う授業の準備や、安全な物品保管のための部屋として整備する。

ウ 特別支援学級等

- ・子どもたちの障害の状態や特性等に応じて、周辺環境が学習・生活面に及ぼす影響に留意して、配置や動線を計画する。
- ・通常学級に在籍する子どもたちとの交流及び共同学習を行う空間を、普通教室、多目的教室及び生活・交流空間との関連を考慮して配置する。
- ・通常学級に在籍する情緒障害、自閉症、ADHD等の児童・生徒が落ち着きを取り戻すことのできる小規模な空間を設ける際は、外部からの音や視覚的な刺激が制御でき、かつ安全性を十分考慮した面積・形状とする。

- ・不登校への対策や学級不適應への対策として、SSR（スモールステップルーム）等の部屋を必要に応じて計画する。

エ 図書室

- ・学習利用する際の規模に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう考慮しつつ、可能な限り子どもたちの活動範囲の中心的な位置に配置する。必要に応じ、地域住民の学習活動における利用等に対応できるよう配慮する。
- ・図書、コンピュータ、視聴覚教育メディア、その他学習に必要な教材等を配備した学習・情報センターとして計画する。
- ・自習スペースやグループ学習で利用できる空間を計画する。
- ・学習・研究成果の展示ができる空間を計画する。



オ 職員室・校長室

- ・職員室及び校長室は、登下校の様子や校庭での活動を見渡しやすい位置に配置する。
- ・職員室及び校長室は、校内各所への移動が便利で、緊急対応が行いやすいよう計画する。
- ・職員室はすべての教員が分散せずに執務するスペースとする。教員が利用する諸室を近くに配置する、OA床にして足元の配線をなくすなど、教員が効率的に働ける構成、環境とする。

カ 給食室、給食サービス機能

- ・給食室は、音やにおいが発生することから、学習環境への影響が少ない位置に配置する。
- ・排気、生ゴミ置場等は臭気に十分配慮して計画する。
- ・給食室への車両による搬出入動線は、子どもたち、来校者及び近隣の安全に配慮した計画とする。
- ・給食室のセキュリティは、準備が早朝より行われることから、単独で行えるように計画する。
- ・給食室から教室への配膳ルートは、衛生面と安全性はもとより、授業への支障のない計画とする。
- ・調理の様子を廊下から子どもたちが見ることができるように計画する。
- ・異物混入を防ぐため、給気口と屋上緑化の配置位置及び室内の各設備の配置位置に十分配慮する。

キ 保健室、カウンセリング室

- ・保健室は、校庭から直接アクセスできる位置とし、緊急車両の寄り付きにも配慮する。
- ・カウンセリング室は、保健室の近くに配置し、相談者のプライバシーに配慮して計画する。

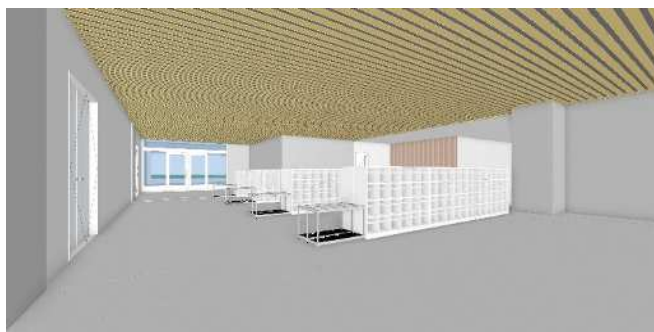
ク 予備教室・多目的室

- ・予備教室は各階に設置し、学級増に対応できるよう、普通教室と同様の仕様とする。
- ・各階に設置する予備教室は、少人数教室、特別支援教室等の役割も含め、多目的に使用することを想定する。
- ・1階の予備教室は2～3教室程度設置し、特別支援学級、SSR等の設置に対応できるようにする。
- ・1階に設置する予備教室は、多様な利用形態に対応できるよう、可変的な建具等を検討する。
- ・1階に設置する予備教室は、特別支援学級や放課後の居場所づくりになることを考慮し、教室内に給排水設備を設置する。
- ・予備教室のうち1室は学童クラブでの利用も想定する。(放課後の居場所づくりのニーズを踏まえ、上記1室以外でもタイムシェア等による学校施設の学童クラブ利用ができるよう配慮した計画とする。)
- ・オープンスペースの確保が難しい学校等は、予備教室をまとめて配置し、廊下等を含めて一体利用できるスペースの確保を検討する。なお、通常利用時は少人数教室や多目的教室として使用できるようにする。

(2) その他の校舎空間

ア 昇降口

- ・校舎内の共用部、昇降口、オープンスペースの効率的利用を行い、延べ面積の削減に努める。
- ・二足制での運用を想定としたスペースを確保する。
- ・昇降口の配置については、効率的に運用できるよう、建物全体の計画、教育面での効果及び地域開放エリアへの動線も踏まえて検討する。
- ・校舎出入口は校庭への移動動線が集中しないよう分散して配置し、コンパクトに計画する。
- ・校庭への避難、全校集会等で子どもたちが一斉に行動する際の動線に配慮する。



イ 廊下

- ・普通教室前の廊下は、学習空間としても利用できるよう、教室間の移動の際に他学年のエリアを通過しない動線計画が望ましい。
- ・共用部の廊下に面した壁やスペースは、子どもたちの作品等を掲示できる^{しつら}設えとする。
- ・体育館での全校集会の開始・終了時等、子どもたちが一斉に動く場面を想定し、動線が集中しないよう配慮する。

ウ 階段

- ・多数での昇降を考慮し、十分な階段幅を確保する。
- ・想定外の行動に十分配慮し、落下防止等の安全確保を優先する。
- ・プライバシーに配慮し、全面ガラス張り等の外からの開放性については計画しない。
- ・空調の効果が得にくい空間となることから、採光の確保と日射による温度上昇とのバランスに配慮する。

エ トイレ、手洗い

- ・校内に各階 1 か所のバリアフリートイレを設置し、各階のトイレを車いすでも使用できる計画とする。
- ・屋内トイレは 100%洋式大便器、乾式床とする。
- ・休み時間に子どもたちが集中することから、便器を効率的に配置し、個数を多く確保する。
- ・男女別のトイレの基数、面積については、利用頻度に応じてバランス良く計画する。
- ・出入スペースは衝突を防ぐため、複雑な構造とせず、幅を確保する。
- ・手洗いに関しては、トイレとは別に設け、分散して設置する。

オ 屋上

- ・子どもたちが安全に学び・遊べるスペースの確保を検討する。
- ・校庭が狭い学校に関しては、屋上校庭を検討する。
- ・屋上エリアでのボール使用は原則行わない。
- ・子どもたちが屋上エリアに立入る場合は、立入エリアを囲む形でフェンスを設ける。

(3) 校舎以外のスペース

ア 屋内運動場（体育館）

- ・ホールは、ミニバスケットボールコート 2 面分のスペースを確保する。
- ・式典時等に全校児童・生徒が着席可能なスペースを確保する。

- ・天井高は原則有効7m以上とする。
- ・地域開放に配慮して、トイレ等の配置と利用受付との動線を検討し、地域開放の利用者が子どもたちの作品や持ち物があるスペースへ立ち入らないような計画とする。
- ・地域開放時にも使用できるバリアフリートイレを同一階に設置する。
- ・水害を含む災害時の避難所使用に配慮した計画とする。



イ プール

- ・プール施設は、暑さや雨の影響を考慮して計画する。
- ・特に、近年では夏の暑さの影響が大きくなってきていることから、熱中症対策として屋内プールや屋根付きプールを整備することも検討する。

ウ 校庭

- ・校地の広さに合わせ、可能な限り50m直線走路や100m以上のトラックを整備できるように計画する。
- ・校庭の表面舗装は、必要な安全性を満たすものの中から、体育の授業、学校行事等の教育活動への適性を重視して選択する。また、社会教育やスポーツ利用の観点から、汎用性のあるものとなるよう配慮する。
- ・天然芝は、児童の環境学習に資するものとして、校庭に一定の広さがあり、芝の生育に適した環境が整っている場合に、体育の授業等の教育活動に支障のない範囲で校庭の一部に整備する。
- ・鉄棒等の遊具は、教育活動において必要となるものを基本に、安全領域や落下時の安全性に配慮して整備する。

エ 駐車場・駐輪場

- ・車いす使用者用駐車場については、1台分を確保する。
- ・給食搬入用及び定期的な物品搬入用駐車場を確保する。
- ・イベント時、工事実施時等の駐車が必要な場合を想定し、校庭の一部に車両の乗入れが可能なスペースを確保する。
- ・教職員用駐輪場について、教職員の数に応じた台数分を確保する。
- ・来校者用駐輪場は原則設置しない。

第5章 計画期間における事業費の概算

1. 事業費概算の考え方

(1) 事業費概算の目的

学校改築には多額の費用が必要となるため、計画どおりに事業を進めていくためには、予め事業費を概算し、計画期間にわたって必要となる費用を見積り、財源を検討しておくことが重要です。

本計画では積算基準や直近の改築事業等の概算費用、最新の市場動向を参考に、項目ごとの事業費を概算し、それをもとに全体の事業費を概算することとします。特に、八広小学校改築事業を参考にした概算には、第4章の設計標準が反映されます。

(2) 事業費の内容

学校改築に要する主な費用として、設計費用、工事監理費、建設工事費、解体工事費、外構・校庭整備費が挙げられます。これらの主な費用の内容は次のとおりです。

主な費用	内容
基本・実施設計等	基本・実施設計の検討、各申請書類の作成、地盤調査
工事監理費	設計図に準じた施工確認と品質管理の監督
建設工事費	校舎、屋内運動場、プール等の建物の建設
解体工事費	既存の建物の解体工事
外構・校庭整備費	外構（フェンス、門扉、防球ネット等）・校庭の整備

なお、その他の費用として、解体設計費用、CM業務委託費用、文化財調査費用、初度調弁*等が必要となります。

* 「初度調弁」とは、新しい施設や建物を建設・開設する際に必要となる、什器・備品・消耗品などの初期調達費用のことです。施設の運営開始に必要な物品を準備するための経費を指します。

(3) 事業費変動（増大）のリスク

事業費の変動リスクの主なものとしては、物価高騰、労務単価の上昇、技術者不足が挙げられます。これらのリスクを予め正確に見込むことは難しいため、本計画の事業費概算には反映していませんが、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて事業費概算を見直し、これらの変動を反映していくことが必要です。

また、学校ごとの立地条件等によって工事手法に高い技術が必要となる場合や、第4章の設計標準よりもグレードアップが必要な内容が生じた場合等にも、事業費は増大することとなります。

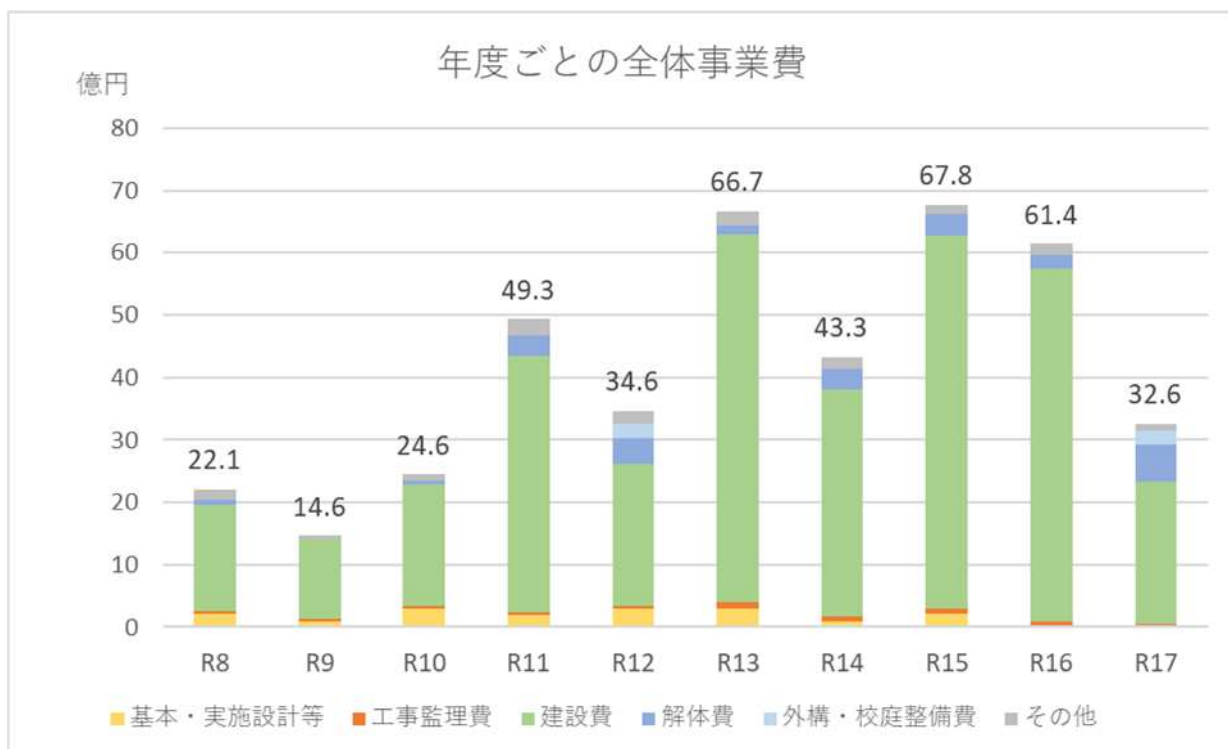
2. 主な費用の項目ごとの事業費概算

1 の考え方に基づいて算出した項目ごとの事業費の概算は、次のとおりです。

主な費用	概算金額	参考にした直近の改築事業等
基本・実施設計等	3 億 8800 万円	第三吾嬬小学校改築事業
工事監理費	1 億 4000 万円	八広小学校改築事業
建設費	73 億 1700 万円	八広小学校改築事業
解体費	5 億 9500 万円	旧向島中学校解体事業
外構・校庭整備費	2 億 3100 万円	寺島中学校校庭改修事業

3. 全体事業費の概算

2 の項目ごとの事業費を第 3 章の全体スケジュールにあてはめて算出した年度ごとの全体事業費の概算は、次のとおりで、10 年間の合計は約 417 億円です。



第 3 章のスケジュールのとおり各事業の着工時期をずらしながら進めていきますが、工事が重なる年度である令和 13 (2031)、15 (2033)、16 (2034) 年度には特に事業費が大きくなることが予測されます。必要な予算を確保し計画的に改築を進めるためには、区全体の

財政計画との調整を図ることが重要です。令和 8（2026）年度からの新しい「墨田区基本計画」の策定のための財政推計の中で、財源の検討を行う必要があることから、区長部局と連携していきます。

= 資料編 =

1 墨田区学校改築基本計画検討本部設置要綱

令和7年5月8日

（設置）

第1条 今後集中する学校改築の需要に対し、「墨田区学校改築基本方針」に基づく具体的な改築計画となる「墨田区学校改築基本計画」の策定の検討を進める必要があるため、墨田区学校改築基本計画検討本部（以下「検討本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 改築手法及び改築対象校の選定
- (2) 改築事業のスケジュール
- (3) 改築における設計標準
- (4) 計画期間における事業費の概算
- (5) 前各号に掲げるもののほか、検討本部が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 検討本部は、本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、教育委員会事務局次長をもって充て、検討本部を総括する。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者とする。
- 4 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係がある職員を検討本部の会議に出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（招集及び代理）

第4条 検討本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部員がその職務を代理する。

（幹事会）

第5条 検討本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、教育委員会事務局次長をもって充て、幹事会を総括する。
- 4 幹事は別表2に掲げる者とする。
- 5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 6 幹事会は、検討本部の会議に付議する事案を調査し、及び検討するほか、必要な事項等を協議する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（事務局）

第6条 検討本部及び幹事会に事務局を置く。

- 2 事務局長は、教育委員会事務局次長をもって充てる。
- 3 事務局は次の職務を行う。
 - (1) 幹事会の会議の招集・運営に関すること。
 - (2) 検討本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
 - (3) 検討本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項に関すること。
- 4 事務局の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年5月8日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表1

本部員

企画経営室長
ファシリティマネジメント担当部長
総務部長
地域力支援部長
福祉部長
保健衛生部長
子ども・子育て支援部長
都市計画部長
危機管理担当部長
都市整備部長
立体化・まちづくり推進担当部長
資源環境部長

＝資料編＝

別表 2

幹事

庶務課長
学務課長
指導室長
すみだ教育研究所
地域教育支援課長
ひきふね図書館長
教育センター所長
教育委員会事務局副参事（学校改築計画担当）
行政経営担当課長
政策担当課長
財政担当課長
財産管理課長
公共施設マネジメント推進課長
職員課長
契約課長
地域活動推進課長
スポーツ振興課長
地域福祉課長
保健計画課長
子育て政策課長
都市計画課長
建築指導課長
防災課長
都市整備課長
立体化推進課長
環境保全課長

＝資料編＝

2 墨田区学校改築基本計画検討本部会開催経過

回	開催日時	検討内容
第1回	2025（令和7）年6月17日（火） 区役所11階教育委員会室	1. 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」の策定方針について 2. 学校改築の長期的な見通しについて 3. 関係課と主な調整課題について
第2回	2025（令和7）年10月24日（金） （書面開催）	1. 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」の素案について 2. 幹事会における意見と対応について（考え方、修正箇所など）
第3回	2026（令和8）年1月26日（月） （書面開催）	1. 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」（案）パブリック・コメント結果等 2. 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」（案）概要版について 3. 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」（案）について

3 墨田区学校改築基本計画検討本部幹事会開催経過

回	開催日時	検討内容
第1回	2025（令和7）年6月13日（金） 区役所11階教育委員会室	1. 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」の策定方針について 2. 学校改築の長期的な見通しについて 3. 関係課と主な調整課題について
第2回	2025（令和7）年10月17日（金） （書面開催）	1. 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」の素案について 2. 課ごとの確認事項（主な調整課題と関連項目）
第3回	2026（令和8）年1月16日（金） （書面開催）	1. 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」（案）パブリック・コメント結果等 2. 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」（案）概要版について 3. 「（仮称）墨田区学校改築基本計画」（案）について

＝資料編＝

4 建物情報一覧（小学校・中学校・幼稚園）

No	施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震基準
							西暦	(和暦)		
1	緑小学校	校舎	校舎	RC	3	4,946	1987	(S62)	38	新
			校舎	RC	4	657	2014	(H26)	11	新
2	外手小学校	校舎	校舎	RC	4	5,549	1979	(S54)	46	旧
3	二葉小学校	校舎	校舎	RC	4	4,963	1975	(S50)	50	旧
4	錦糸小学校	校舎	校舎	RC	3	4,935	1972	(S47)	53	旧
5	中和小学校	校舎	校舎	RC	4	3,436	1972	(S47)	53	旧
		屋内運動場	体育館	RC	1	642	1973	(S48)	52	旧
6	言問小学校	校舎	校舎	RC	3	4,900	1937	(S12)	88	旧
		屋内運動場	校舎	RC	3	4,900	1937	(S12)	88	旧
7	小梅小学校	校舎	校舎	RC	4	4,906	1972	(S47)	53	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	708	1977	(S52)	48	旧
8	柳島小学校	校舎	校舎	RC	4	6,105	1981	(S56)	44	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	755	1981	(S56)	44	旧
9	業平小学校	校舎	校舎	RC	4	5,744	1977	(S52)	48	旧
10	両国小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	725	1970	(S45)	55	旧
		校舎	校舎	RC	4	4,185	1974	(S49)	51	旧
11	横川小学校	校舎	校舎	RC	3	3,906	1974	(S49)	51	旧
		屋内運動場	体育館	S	1	576	1974	(S49)	51	旧
12	菊川小学校	校舎	校舎	RC	4	5,545	1983	(S58)	42	新
13	第三吾嬬小学校	校舎	校舎	RC	4	4,730	1968	(S43)	57	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	952	1990	(H2)	35	新
14	第四吾嬬小学校	校舎	校舎	RC	3	4,896	1957	(S32)	68	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	908	2006	(H18)	19	新
15	第一寺島小学校	校舎	校舎	RC	4	4,386	1968	(S43)	57	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	571	1970	(S45)	55	旧
16	第二寺島小学校	校舎	校舎	RC	4	5,074	1970	(S45)	55	旧
		屋内運動場	体育館	RC	1	550	1968	(S43)	57	旧
17	第三寺島小学校	校舎	校舎	RC	4	5,165	1973	(S48)	52	旧
18	曳舟小学校	校舎	校舎	RC	4	4,610	1967	(S42)	58	旧
		校舎・プール	校舎	RC	4	1,765	2022	(R4)	3	新
19	中川小学校	校舎	校舎	RC	4	3,910	1967	(S42)	58	旧
20	東吾嬬小学校	校舎	校舎	RC	4	3,400	1968	(S43)	57	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	1,494	1990	(H2)	35	新
21	押上小学校	校舎	校舎	RC	4	5,561	2001	(H13)	24	新
			校舎	RC	2	1,292	1995	(H7)	30	新
22	八広小学校	校舎	校舎	RC	4	4,463	1967	(S42)	58	旧
		プール棟	その他	RC	2	403	1993	(H5)	32	新
		校舎	校舎	RC	3	1,314	2003	(H15)	22	新
23	隅田小学校	校舎	校舎	RC	4	5,501	2009	(H21)	16	新
		屋内運動場	体育館	RC	4	1,756	1993	(H5)	32	新
24	立花吾嬬の森小学校	校舎	校舎	RC	3	2,768	1967	(S42)	58	旧
		校舎	校舎	RC	4	2,878	1993	(H5)	32	新
		屋内運動場	校舎	RC	4	2,878	1993	(H5)	32	新
25	梅若小学校	校舎	校舎	RC	4	3,584	1969	(S44)	56	旧
		屋内運動場	体育館	RC	1	954	2008	(H20)	17	新
		校舎	校舎	RC	4	1,760	2011	(H23)	14	新

＝資料編＝

No	施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震基準
							西暦	(和暦)		
1	墨田中学校	屋内運動場	体育館	RC	2	1,151	1981	(S56)	44	旧
		校舎	校舎	RC	6	7,359	2012	(H24)	13	新
2	本所中学校	校舎	校舎	RC	5	5,504	1973	(S48)	52	旧
3	両国中学校	屋内運動場	体育館	RC	6	4,156	1999	(H11)	26	新
		校舎	校舎	RC	7	8,222	2007	(H19)	18	新
4	豎川中学校	校舎	校舎	RC	4	5,569	1973	(S48)	52	旧
		屋内運動場								
		武道場	武道場	RC	3	747	1988	(S63)	37	新
5	錦糸中学校	校舎	校舎	RC	5	5,541	1974	(S49)	51	旧
		校舎、プール	校舎	RC	2	476	1976	(S51)	49	旧
		屋内運動場	体育館	RC	1	819	1972	(S47)	53	旧
6	吾嬬第二中学校	校舎	校舎	RC	4	7,508	2016	(H28)	9	新
		屋内運動場	体育館	RC	2	1,370	1988	(S63)	37	新
		プール棟	その他	RC	1	380	1983	(S58)	42	新
7	寺島中学校	校舎	校舎	RC	4	4,138	1961	(S36)	64	旧
			校舎	RC	3	1,096	1971	(S46)	54	旧
		屋内運動場	体育館	RC	3	2,493	1980	(S55)	45	旧
8	文花中学校	校舎	校舎	RC	4	5,058	2003	(H15)	22	新
			校舎	RC	3	918	1977	(S52)	48	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	1,687	1989	(H元)	36	新
9	桜堤中学校	校舎	校舎	RC	4	8,026	2013	(H25)	12	新
10	吾嬬立花中学校	屋内運動場	体育館	RC	2	1,675	1983	(S58)	42	新
		校舎	校舎	RC	4	7,489	2019	(H31)	6	新

No	施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震基準
							西暦	(和暦)		
1	緑幼稚園	園舎	園舎	RC	2	472	2014	(H26)	11	新
2	立花幼稚園	園舎	園舎	RC	2	1,084	1975	(S50)	50	旧

※令和 7（2025）年 5 月 1 日 現在の情報である。

※柳島幼稚園、菊川幼稚園、第三寺島幼稚園の建物情報は、併設のため小学校校舎に含む。

※耐震基準の欄中、旧とは、「旧耐震基準」、新とは「新耐震基準」を意味する。

なお、耐震基準が旧の施設については、既に耐震診断及び耐震補強工事を完了している。

墨田区学校改築基本計画

令和 8(2026)年 3 月

発 行 墨田区教育委員会

編 集 墨田区教育委員会事務局 学校改築計画担当

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

TEL 03-5608-6313(直通)

「墨田区学校施設長寿命化計画（改定版）」について

第1 「墨田区学校施設長寿命化計画（改定版）」（案）に対するパブリック・コメント等の実施結果

1 パブリック・コメントの実施概要及び結果

(1) 公表資料

- ・「墨田区学校施設長寿命化計画（改定版）」（案）（改定の要点）
- ・「墨田区学校施設長寿命化計画（改定版）」（案）

(2) 意見募集期間

令和7年12月3日（水曜日）から令和8年1月5日（月曜日）まで

(3) 意見募集の周知及び公表方法

ア 実施の周知

- ・区のお知らせ 令和7年12月11日号
- ・区公式ウェブサイト 令和7年12月3日（水曜日）から令和8年1月5日（月曜日）まで
- ・区公式SNS（X・フェイスブック）

イ 公表資料の閲覧方法

- ・区公式ウェブサイト
- ・区民情報コーナー
- ・教育委員会事務局庶務課窓口

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申請（Logo フォーム）又は持参

(5) 意見提出先

教育委員会事務局庶務課

(6) 意見募集の結果

意見者数：0人、意見数：0件

2 障害者団体連合会への意見聴取

(1) 経緯

文部科学省の推進指針の趣旨に沿って、当事者への意見聴取を行った。

(2) 意見聴取

令和7年12月16日、墨田区障害者団体連合会理事会にて学校施設のバリアフリー化の考え方を説明し、意見を聴き取った。

(3) 主な意見

- ・学校の中に1か所でもよいので、バリアフリースイレにオストメイトがあるとよい。
- ・災害でエレベータが使えない場合に備え、各階の移動ができるスロープがあるとよい。
- ・障害理解のための心のバリアフリー教育に力を入れてほしい。オストメイトなどの設備が身近にあることで理解が進む。

- ・車いすを利用する児童の場合は、これまでは選択肢が少なかったが、近くの通いやすい学校にエレベーターができれば、選択肢が増える。
- ・一足制（外履きのまま校舎に入れる。）の方が、靴を履き替えずに済むのでありがたい。

(4) 区（教育委員会）の考え方

- ・当事者意見を参考にし、改修で対応できるものは改修の際に、改築でなければ対応できないものは改築の際に具体的な検討を行う。
- ・「バリアフリー化された施設を利用することが多様な他者への理解を深めることにつながる」という視点を持ち、積極的に学校施設のバリアフリー化を進めていく。

第2 「墨田区学校施設長寿命化計画（改定版）」（案）からの主な変更点

頁	項目	変更前	変更後
15 頁	② 試算結果（グラフ）	（追加）	（過去の施設関連経費） 「令和7年度の見込みデータ」 をグラフに追加
23 頁	(2) 当事者への説明と意見聴取	（追加）	令和7年12月16日に行った 障害者団体連合会への意見聴 取の内容を追記
23 頁	(3) その他の設備	（追加）	・障害等のある児童・生徒の 学習方法に配慮した学習空間
23 頁	(3) その他の設備	・音声、点字等による案 内の設置	・音声、点字、 <u>デジタルサイ ネージ</u> 等による案内の設置
26 頁 以降	用語集、資料編	（追加）	専門用語の解説、建物情報等 を追加

※このほか、趣旨が変わらない範囲で軽微な文言の整理、修正を行った。

第3 「墨田区学校施設長寿命化計画（改定版）」

別紙のとおり

「墨田区学校施設長寿命化計画（改定版）」

令和 8 年 3 月改定

墨田区教育委員会

目 次

第1章 「墨田区学校施設長寿命化計画」の背景・目的等	1
1 背景・目的	1
2 計画期間	2
3 対象施設	3
第2章 学校施設のめざす姿	5
第3章 学校施設の現状	6
1 学校施設の運営状況	6
第4章 学校施設の長寿命化改修等の基本的な方針	16
1 長寿命化の方針	16
2 長寿命化の対象施設	16
3 予防改修と長寿命化改修の考え方	17
第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	18
1 改修等の整備水準	18
2 維持管理方針	19
第6章 学校施設バリアフリー化整備計画	20
1 学校施設バリアフリー化整備計画の目的	20
2 バリアフリー化の現状	21
3 バリアフリー化の今後の進め方	22
4 バリアフリー化の整備目標	24
第7章 長寿命化計画の継続的運用方針	25
1 運用方針	25
2 推進体制	25
用語集	26
資料編（建物情報一覧 小学校・中学校・幼稚園）	27

第1章 「墨田区学校施設長寿命化計画」の背景・目的等

1 背景・目的

本区の学校施設は、主に昭和40年代から50年代にかけて建築されたものが多く、令和8(2026)年4月1日時点において、小学校の72%(18校)、中学校の40%(4校)が建築後、50年以上を経過しており、学校施設の老朽化が進んでいます。

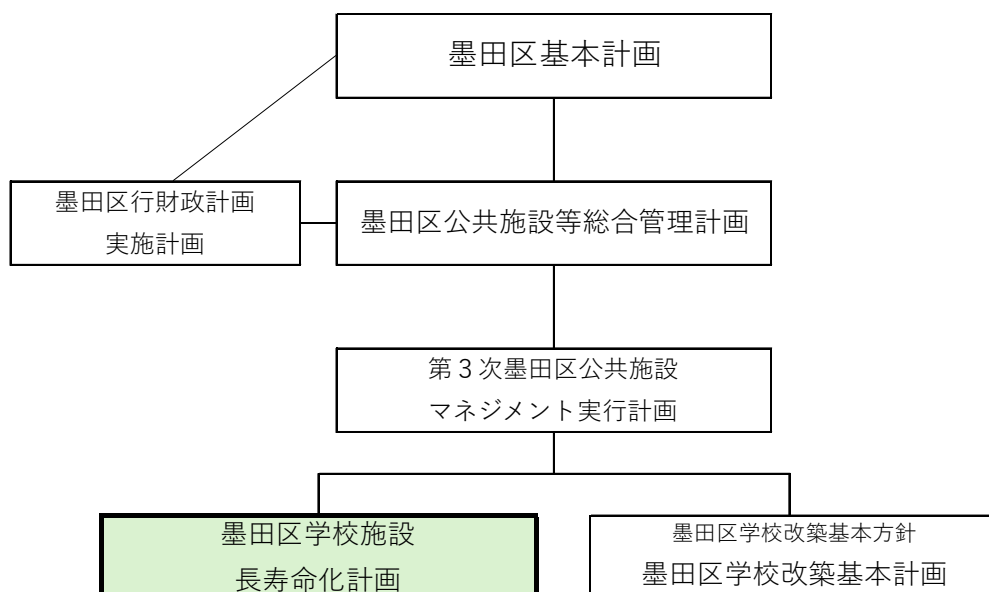
今後、これに伴う施設の更新が一時的に集中することとなるため、施設整備にかかるコストを総合的に抑制しつつ、現有施設をできるだけ長期間使用する工夫に努めるとともに、学校施設の安全面や機能面の改善を図っていく必要があります。

本区では、このような課題を解決するため、「墨田区公共施設等総合管理計画(平成28(2016)年3月)」及び「第2次墨田区公共施設マネジメント実行計画(平成28(2016)年6月)」に基づき、学校施設に求められる機能・性能を確保しつつ長寿命化を図ること、長期的な維持管理に係るトータルコストを縮減し改修コストを平準化することを目的に、「墨田区学校施設長寿命化計画」(以下、「本計画」という。)を令和3(2021)年3月に策定しました。本計画では、学校施設の目標使用年数を80年と設定し、長寿命化に必要な改修を着実に実施してきました。

本計画策定から5年が経過し、新たな「墨田区基本計画」が策定されること、学校改築の具体的な計画である「学校改築基本計画」(以下、「改築基本計画」という。)を策定すること等から、令和8(2026)年3月に本計画の見直しを実施することとしました。今回の見直しにおいては、新たに作成するバリアフリー化整備計画を包含するとともに、改築に関しては改築基本計画に引き継ぎます。

なお、本計画は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(平成27(2015)年4月文部科学省)」及び「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成29(2017)年3月文部科学省)」(以下、「策定解説書」という。)に準拠しています。

図1 関係計画の体系



2 計画期間

本計画の計画期間は、前計画の後半の期間である令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。原則として令和 12（2030）年度に見直しを行い、令和 13（2031）年度からの新たな計画を策定します。その際、改築基本計画との一体的な策定について検討します。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
学校改築基本方針	策定	【現方針】 おおむね10年程度を目途に改定												
学校改築基本計画		策定	【新計画】 必要に応じて改定										策定	
学校施設長寿命化計画		【前計画】 改定		【後期計画】 策定				【新計画】						

3 対象施設

本計画は墨田区教育委員会が所管する小学校 25 校、中学校 10 校、幼稚園 4 園の計 39 施設を対象とします。このうち菊川幼稚園と第三寺島幼稚園は、小学校併設となっています。

表 1 対象施設一覧（小学校）

No	小学校名	住所
1	緑小学校	緑二丁目 12 番 12 号
2	外手小学校	本所二丁目 1 番 16 号
3	二葉小学校	石原二丁目 1 番 5 号
4	錦糸小学校	錦糸一丁目 9 番 12 号
5	中和小学校	菊川一丁目 18 番 10 号
6	言問小学校	向島五丁目 40 番 14 号
7	小梅小学校	向島二丁目 4 番 10 号
8	柳島小学校	横川五丁目 2 番 30 号
9	業平小学校	業平二丁目 4 番 8 号
10	両国小学校	両国四丁目 26 番 6 号
11	横川小学校	東駒形四丁目 18 番 4 号
12	菊川小学校	立川四丁目 12 番 15 号
13	第三吾嬬小学校	八広二丁目 36 番 3 号
14	第四吾嬬小学校	京島三丁目 64 番 9 号
15	第一寺島小学校	東向島一丁目 16 番 2 号
16	第二寺島小学校	東向島四丁目 30 番 2 号
17	第三寺島小学校	東向島六丁目 8 番 1 号
18	曳舟小学校	京島一丁目 28 番 2 号
19	中川小学校	立花五丁目 49 番 4 号
20	東吾嬬小学校	立花四丁目 22 番 11 号
21	押上小学校	押上三丁目 46 番 17 号
22	八広小学校	八広五丁目 12 番 15 号
23	隅田小学校	墨田四丁目 6 番 5 号
24	立花吾嬬の森小学校	立花一丁目 18 番 6 号
25	梅若小学校	墨田二丁目 25 番 1 号

表 2 対象施設一覧（中学校）

No	中学校名	住所
1	墨田中学校	向島四丁目 25 番 22 号
2	本所中学校	東駒形三丁目 1 番 10 号
3	両国中学校	横網一丁目 8 番 1 号
4	竪川中学校	亀沢四丁目 11 番 15 号
5	錦糸中学校	石原四丁目 33 番 14 号
6	吾嬬第二中学校	八広四丁目 4 番 4 号
7	寺島中学校	八広一丁目 17 番 15 号
8	文花中学校	文花一丁目 22 番 7 号
9	桜堤中学校	堤通二丁目 19 番 1 号
10	吾嬬立花中学校	立花五丁目 48 番 2 号

表 3 対象施設一覧（幼稚園）

No	幼稚園名	住所
1	緑幼稚園	緑二丁目 11 番 5 号
2	菊川幼稚園	立川四丁目 12 番 15 号
3	第三寺島幼稚園	東向島六丁目 8 番 1 号
4	立花幼稚園	立花一丁目 25 番 9 号

第2章 学校施設のめざす姿

「すみだ教育指針（令和5（2023）年度～令和8（2026）年度）」では、施設整備に関して、「より良い教育活動を推進していくための環境づくりに取り組みます」という目標を設定しています。本計画では、その考え方を踏まえ、今後の施設整備における以下の方針を設定します。

1 安全・安心な学校施設の整備

学校施設は、子どもたち（幼児・児童・生徒）が多くの時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、生涯スポーツの場や学童クラブ等の活用などの地域の拠点であり、災害時には指定避難所となることから、バリアフリー化の推進など機能向上を図り、安全・安心で快適性に配慮した施設を整備します。

2 環境に配慮した学校施設の整備

太陽光発電、校内緑化、雨水利用等の省エネルギー化の環境配慮型設備を施設の更新時に導入するとともに、LED 照明への改修を進め、SDGs の実現に向けて環境負荷を低減し、環境教育の場となるエコスクールを目指します。

3 学校 ICT 化における学習環境の充実

Society5.0 時代*に生きる子どもたちの未来を見据え、国の GIGA スクール構想に基づき、ICT の活用によって多様な子どもたち一人ひとりの資質・能力を最大限に伸ばし育成することができるよう、教育 ICT 環境の充実に努めます。

以上の考え方を踏まえつつ、計画的な施設の維持管理を行うことにより、子どもたちが、安全に、かつ安心していきいきと学ぶことができるよう、良好な教育環境をつくっていきます。

* Society5.0 時代：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会

第3章 学校施設の現状

1 学校施設の運営状況

(1) 対象施設の運営状況一覧

本計画の対象施設の運営状況は、表4のとおりです。

表4 対象施設の運営状況一覧（小・中学校・幼稚園）（令和7（2025）年5月1日現在）

NO	小学校名	延床面積 (㎡)	児童数(人)	通常学級	特別支援学級
1	緑小学校	5,603	496	18	2
2	外手小学校	5,549	453	16	2
3	二葉小学校	4,963	706	22	－
4	錦糸小学校	4,935	291	11	－
5	中和小学校	4,078	279	12	2
6	言問小学校	4,900	208	9	－
7	小梅小学校	5,614	475	17	－
8	柳島小学校	6,860	440	16	－
9	業平小学校	5,744	493	17	3
10	両国小学校	4,910	511	18	－
11	横川小学校	4,482	425	15	1
12	菊川小学校	5,118	405	15	－
13	第三吾嬬小学校	5,682	543	18	－
14	第四吾嬬小学校	5,804	200	7	5
15	第一寺島小学校	4,957	360	12	2
16	第二寺島小学校	5,624	527	18	2
17	第三寺島小学校	4,751	348	12	1
18	曳舟小学校	6,375	510	17	－
19	中川小学校	3,910	368	14	－
20	東吾嬬小学校	4,894	300	12	－
21	押上小学校	6,853	477	18	－
22	八広小学校	6,180	543	19	－
23	隅田小学校	7,257	411	14	3
24	立花吾嬬の森小学校	5,646	354	12	3
25	梅若小学校	6,298	358	12	－
小学校 計		137,465	10,481	371	26

NO	中学校名	延床面積 (㎡)	生徒数(人)	通常学級	特別支援学級
1	墨田中学校	8,510	442	13	2
2	本所中学校	5,504	384	11	1
3	両国中学校	12,378	626	17	－
4	竪川中学校	6,316	353	10	3
5	錦糸中学校	6,836	266	9	1
6	吾嬬第二中学校	9,258	298	8	4
7	寺島中学校	7,727	330	9	2
8	文花中学校	7,663	263	8	－
9	桜堤中学校	8,026	513	18	－
10	吾嬬立花中学校	9,164	505	15	－
中学校 計		81,382	4,002	115	13
NO	幼稚園名	延床面積 (㎡)	園児数(人)	通常学級	特別支援学級
1	緑幼稚園	472	12	2	－
2	菊川幼稚園	427	10	2	－
3	第三寺島幼稚園	414	27	2	－
4	立花幼稚園	1,084	22	2	－
幼稚園 計		2,397	79	10	0

資料：延床面積は「学校施設台帳」、園児・児童・生徒数は「学校教育概要」による。

※桜堤中学校の生徒数及び学級数については、チャレンジクラスを含む。

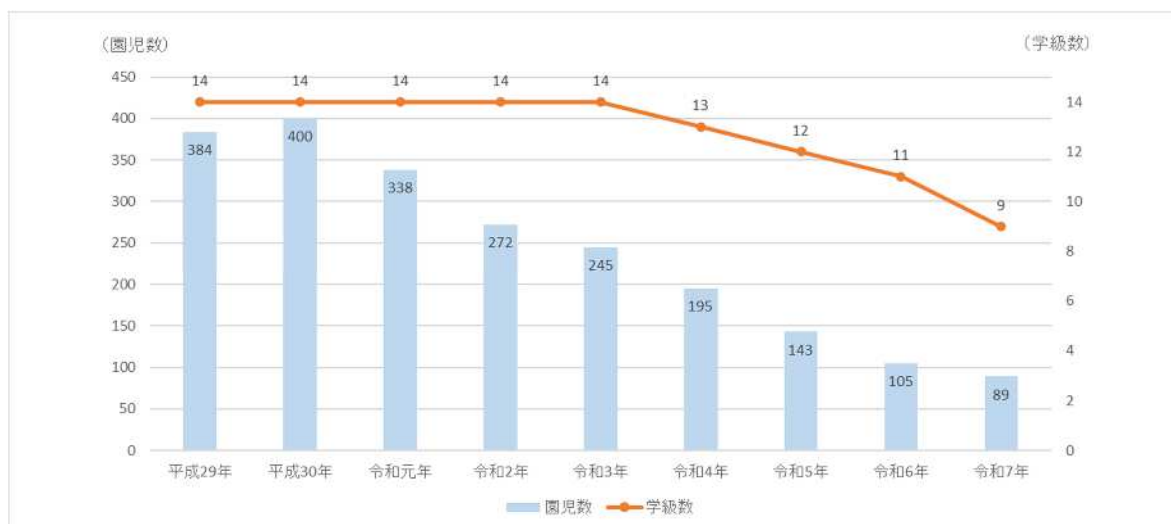
※柳島幼稚園は令和7年度末に廃園するため、柳島小学校の延床面積に柳島幼稚園の延床面積を合算している。

(2) 園児・児童・生徒数及び学級数の推移

① 幼稚園

本区には、区立幼稚園が5園（令和8（2026）年4月からは4園）あり、この10年間ににおいては、平成30年が園児数のピークとなり、その後は減少傾向にあります。園児数は平成29（2017）年に384人、令和7（2025）年に89人となっており、平成29（2017）年と比較すると、令和7（2025）年の園児数は23.2%（295人減）で、学級数も64.3%（5学級減）と減少しています。

図2 年度別園児数・学級数の推移（幼稚園）

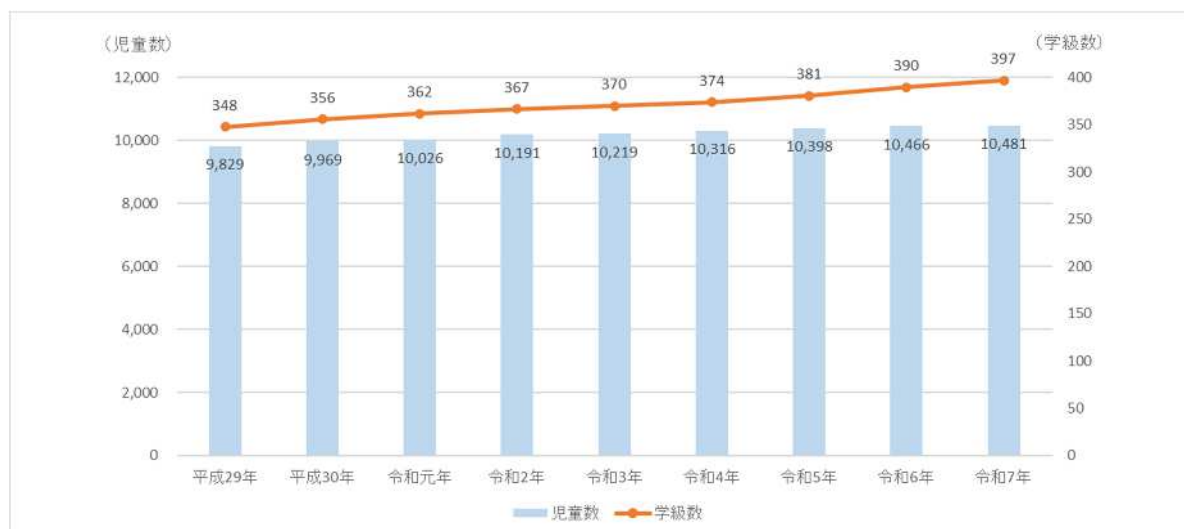


資料：「墨田区教育概要（各年5月1日）」による。

② 小学校

本区には、区立小学校が25校あり、この10年間においては毎年増加傾向にあります。児童数は平成29（2017）年に9,829人、令和7（2025）年に10,481人となっており、平成29（2017）年と比較すると、令和7（2025）年の児童数は106.6%（652人増）で、学級数も114.1%（48学級増）と増加しています。

図3 年度別児童数・学級数の推移（小学校）



資料：「墨田区教育概要（各年5月1日）」による。

③ 中学校

本区には、区立中学校が10校あり、この10年間においては、平成29（2017）年が生徒数のピークとなり、その後は増減を繰り返しています。生徒数は平成29（2017）年に4,049人、令和7（2025）年に4,002人となっており、平成29（2017）年と比較すると、令和7（2025）年の生徒数は98.8%（47人減）とやや減少しています。

一方で、学級数はほぼ横ばいとなっており、平成29（2017）年と比較すると、令和7（2025）年の学級数は100.8%（1学級増）となっています。

図4 年度別生徒数学級数の推移（中学校）



資料：「墨田区教育概要（各年5月1日）」による。

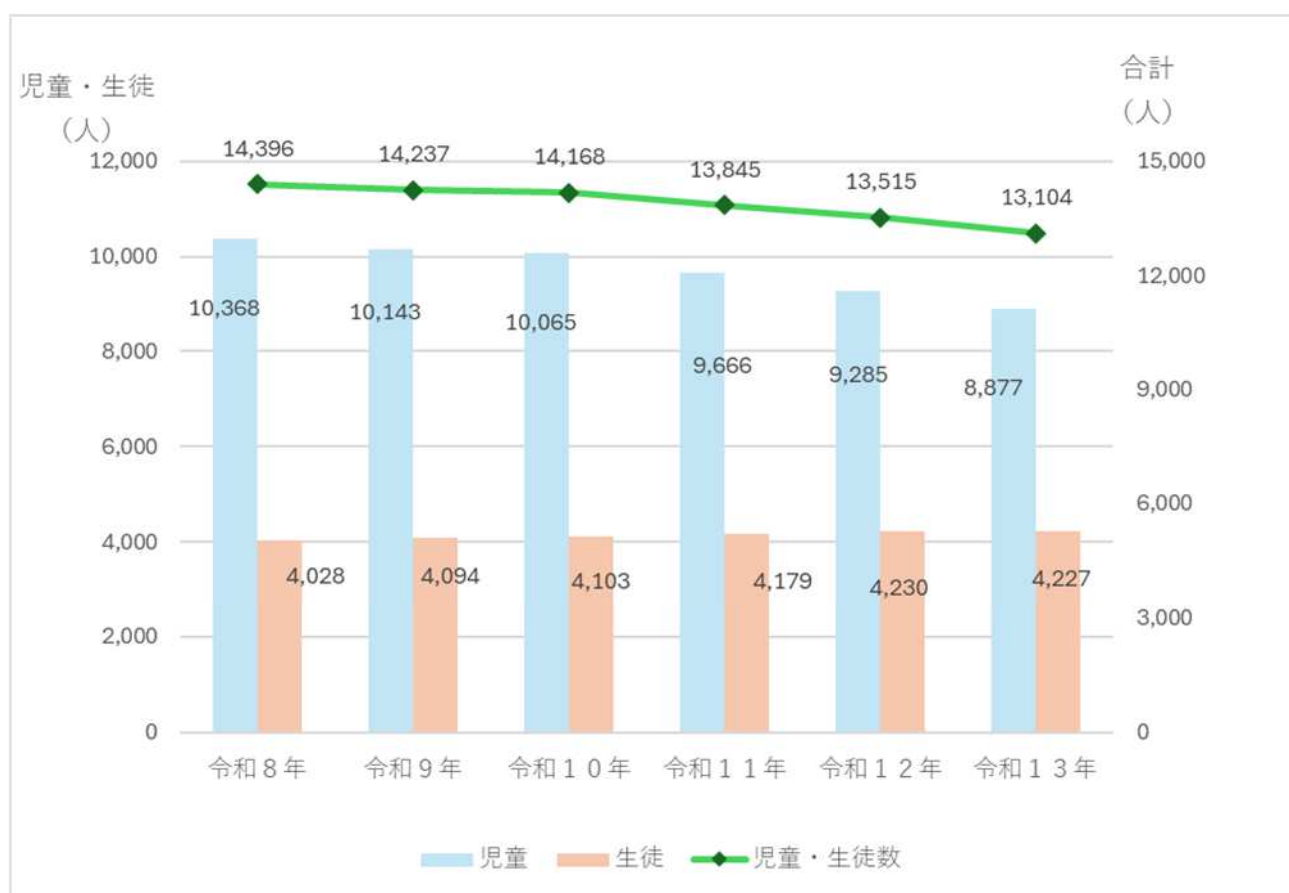
④ 将来推計

住民基本台帳に基づく人数（令和7（2025）年4月1日）をもとに児童・生徒数の推移を推計しました。児童数の推移は減少傾向、生徒数の推移は微増の傾向にあり、令和13（2031）年には児童・生徒数の合計は13,104人と推計され、令和8（2026）年と比較すると1,292人減る見通しです。

表5 児童・生徒数の将来推計

	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
児童数(人)	10,368	10,143	10,065	9,666	9,285	8,877
生徒数(人)	4,028	4,094	4,103	4,179	4,230	4,227
児童・生徒数(人)	14,396	14,237	14,168	13,845	13,515	13,104

図5 児童・生徒数の将来推計



(3) 施設関連経費の推移

本区の学校施設に係る令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間の学校施設関連経費は以下のとおり推移しており、年平均25.6億円となっています。

表6 過去5年の施設関連経費（年度）

単位：千円

	R2	R3	R4	R5	R6	年平均 (5か年)
施設整備費	699,678	1,018,252	1,444,233	736,802	1,944,411	1,168,675
その他施設整備費	163,535	208,106	343,717	320,323	260,801	259,296
経常修繕費	142,202	126,541	127,526	142,590	112,290	130,230
維持管理費	136,190	143,942	148,426	156,269	161,536	149,273
光熱水費・リース料	652,703	803,015	917,266	918,317	963,594	850,979
合 計	1,794,308	2,299,856	2,981,168	2,274,301	3,442,632	2,558,453

施設整備費：新築・改築事業費、長期修繕計画に基づく改修工事等の大規模な工事費用

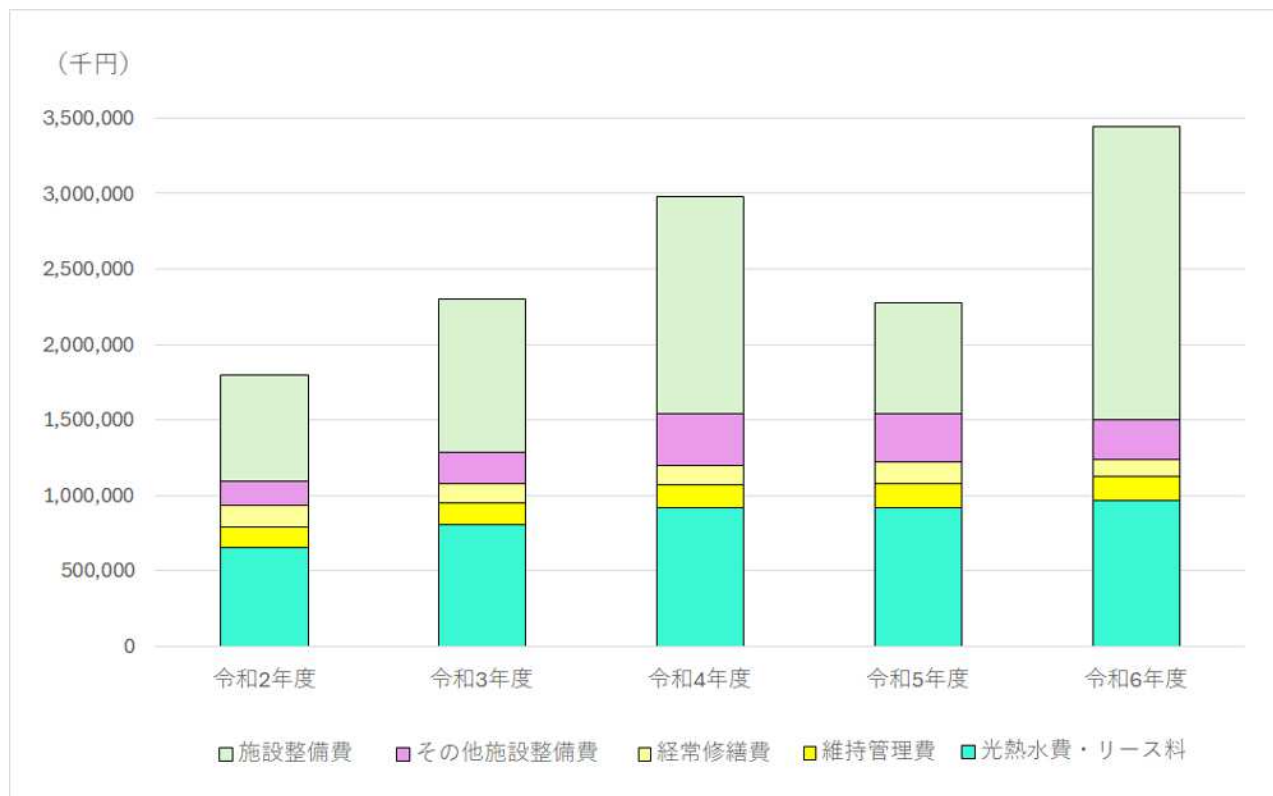
その他施設整備費：プール、グラウンド、外構等建物以外の工事費用

経常修繕費：軽微な維持修繕に要する費用

維持管理費：日常的な管理費、清掃費、保守点検等に要する費用

光熱水費・リース料：光熱水費や空調機等のリースに関する費用

図6 過去5年の施設関連経費（年度）



この5年間に行った長寿命化に必要な改修の実績は、次のとおりです。

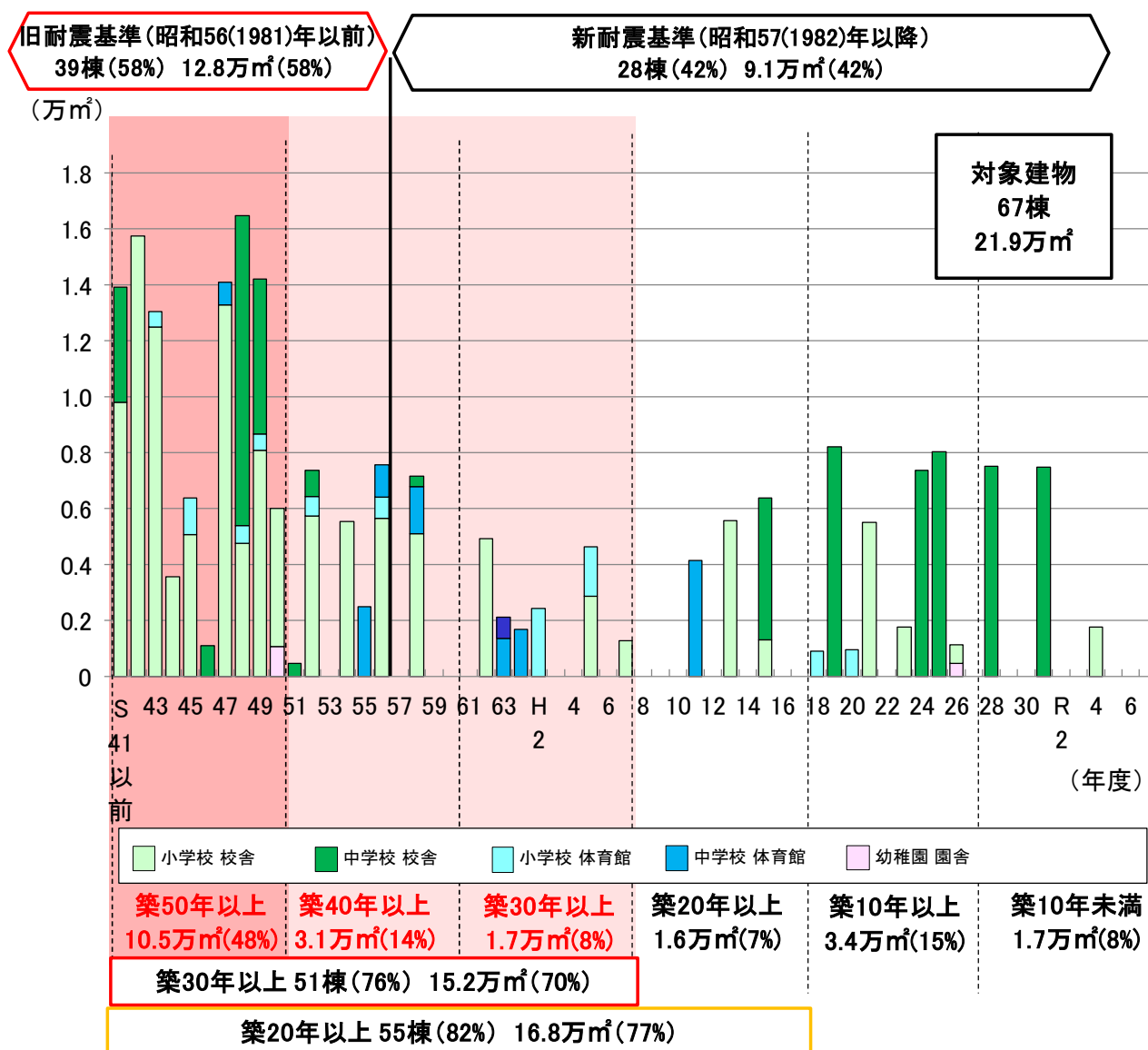
実施年度	学校名	棟名	主な工事内容
R2	両国小学校	校舎	外壁改修、屋上防水 ※Ⅰ期
	横川小学校	校舎	外壁改修、屋上防水 ※Ⅰ期
		屋内運動場	床改修、壁改修、天井改修 ※Ⅰ期
	第三吾孺小学校	屋内運動場	外壁改修
		プール棟	外壁改修、屋上防水
	中川小学校	プール棟	外壁改修、プール改修
	立花幼稚園	園舎	外壁改修、屋上防水
R3	二葉小学校	校舎	外壁改修、屋上防水
	柳島小学校	校舎	外壁改修、屋上防水 ※Ⅰ期
		屋内運動場	外壁改修
	両国小学校	校舎	外壁改修、屋上防水 ※Ⅱ期
	横川小学校	校舎	外壁改修 ※Ⅱ期
		屋内運動場	外壁改修 ※Ⅱ期
	押上小学校	校舎	建具改修、設備改修
	立花吾孺の森小学校	校舎	塗装改修、設備改修
		校舎・屋内運動場	塗装改修、建具改修
	墨田中学校	屋内運動場	設備改修
	錦糸中学校	プール棟	外壁改修、プール改修
R4	柳島小学校	校舎	外壁改修、屋上防水、プール改修 ※Ⅱ期
	第四吾孺小学校	屋内運動場	外壁改修、屋上防水
	東吾孺小学校	屋内運動場	外壁改修、屋上防水
	梅若小学校	屋内運動場	外壁改修、屋上防水
	吾孺第二中学校	プール棟	外壁改修、屋上防水
R5	業平小学校	校舎	プール改修、設備改修
	菊川小学校	校舎	建具改修、設備改修
R6	外手小学校	校舎	外壁改修、屋上防水
	小梅小学校	屋内運動場	外壁改修
	隅田小学校	校舎	外壁改修、屋上防水
	両国中学校	校舎	外壁改修、屋上防水

(4) 学校施設の建築年度別保有量

策定解説書に基づき、建築年度別の床面積の分布を把握するため、床面積を建築年度別に整理すると、築30年未満が24%、築30年以上40年未満の建築物が13%、築40年以上50年未満の建築物が約18%、築50年以上の建築物が約45%と、築年数が30年以上の建築物が約76%を占めており、今後10年で約82%の建築物が築年数30年以上となります。

一方で、旧耐震基準の全ての建築物については、耐震診断及び耐震補強を完了しています。また、大規模地震を想定した昭和56（1981）年の建築基準法改正に適合した新耐震基準の建築物についても、耐震性が確保されています。

図7 学校施設の築年別整備状況



(5) 今後の維持コスト（長寿命化型）

① 試算条件

- ・コスト算出は、次の表 8 及び表 9 で示す単価をもとに試算しました。
- ・長寿命化の推進に当たっては、「建築物の耐久計画に関する考え方（昭和 63（1988）年社団法人日本建築学会）」の考えを踏まえ、改築周期を 80 年と設定し、財政負担の配分を考慮し、40 年目に長寿命化改修を、20 年目と 60 年目に予防改修を行うこととします。
- ・維持コストが集中する年度については、改修時期を 2 年間の範囲で調整することにより、維持コストを平準化します。
- ・部位修繕については、本計画策定に先立ち建築物を 5 つの部位（屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備）に分類し、建築物現況調査の実施結果を試算結果に反映しています。

表 8 今後の維持コストの試算単価（長寿命化型）

工種	周期		単価（円/㎡）			
			園舎	校舎	屋内運動場	武道場
改築	築 80 年		856,000			
長寿命化改修	築 40 年		513,600 (改築単価×60%)			
予防改修	築 20 年・築 60 年		214,000 (改築単価×25%)		188,320 (改築単価×22%)	
部位修繕	D 評価	5 年以内	建物用途、部位に応じて、改築単価に対する割合を設定 (詳細は、表 9 参照)			
	C 評価	10 年以内				

※改築単価は、積算基準や直近の改築事業等の概算費用を参考に設定している。

※部位修繕は、直近 10 年に改修や改築の計画がないものを計上する。

表 9 部位修繕費費用単価設定

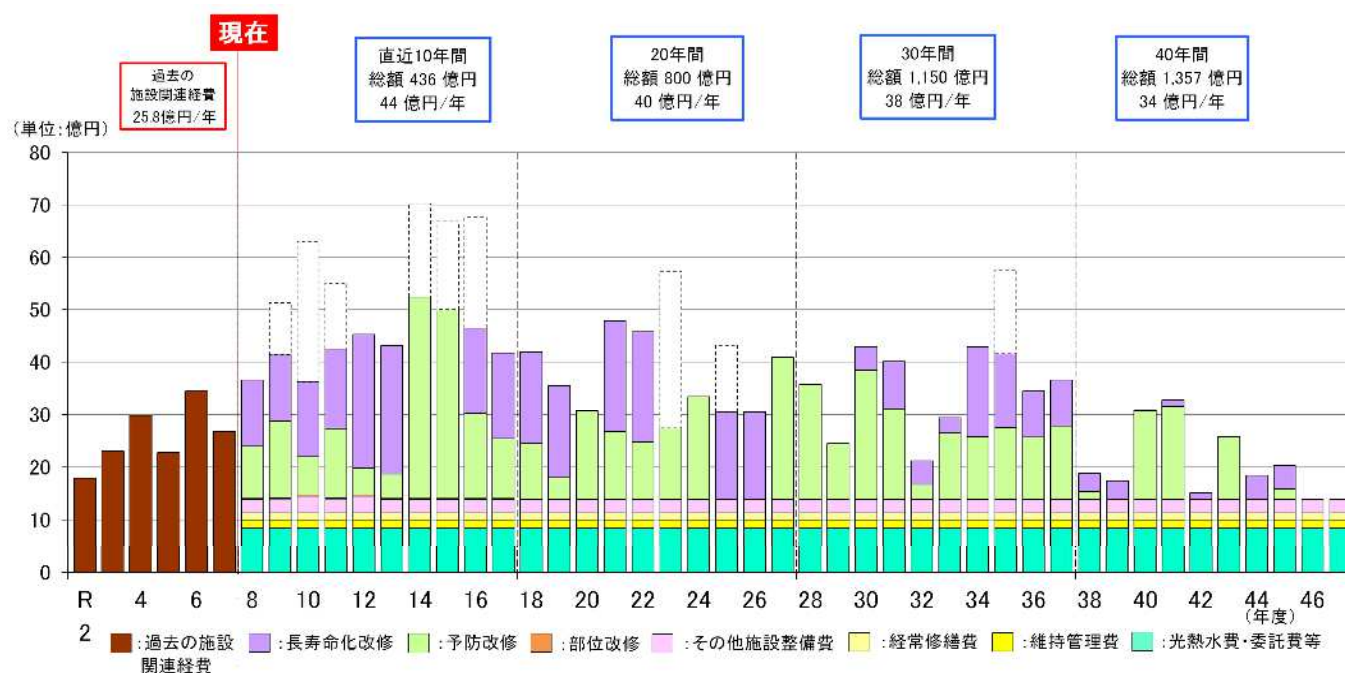
建物用途	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
園舎	改築単価×	改築単価×	改築単価×	改築単価×	改築単価×
校舎	3.5%	5.1%	5.6%	4.0%	3.7%
屋内運動場	改築単価×	改築単価×	改築単価×	改築単価×	改築単価×
武道館	3.0%	3.5%	5.6%	4.8%	1.7%

資料：比率は、策定解説書による。

② 試算結果

コスト算出は、次の図のように今後 40 年間で算出しました。

図 9 今後の維持コスト（長寿命化型）



試算条件に従い、適切な時期に長寿命化改修や予防改修を実施し、改築周期を 80 年とすると「長寿命化型」の場合、今後 40 年間の維持コストは総額 1,357 億円となり、1 年あたりの経費は約 34 億円となります。

※令和 7 年度は見込み値。

※歴史的価値を有し、築 80 年を超えている言問小学校については、試算の対象としていません。

※棒グラフの点線部分は維持コストの平準化の効果を示しています。

第4章 学校施設の長寿命化改修等の基本的な方針

1 長寿命化の方針

本計画では、今後、学校施設が一斉に更新の時期を迎えることから、改築事業の集中を避け、長寿命化の推進による財政支出の平準化を図ります。

長寿命化の推進に当たっては、「建築物の耐久計画に関する考え方（昭和63（1988）年社団法人日本建築学会）」において、「鉄筋コンクリート造の学校施設の物理的な耐用年数は、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である」としていることを踏まえ、学校施設の目標使用年数を80年と設定し、改築更新期間の平準化を図ることとします。

また、施設を長く使い続けるためには、耐久性の向上や物理的な不具合を修繕工事するだけでなく、施設の機能や性能を向上させる長寿命化改修を主体として実施します。

2 長寿命化の対象施設

長寿命化の対象施設については、構造躯体の健全性が担保されている必要があります。

そのため、策定解説書に基づき、旧耐震基準の施設のうち、躯体の健全性や劣化状況評価等に問題がない施設及び、新耐震基準の施設については、原則長寿命化の対象とします。

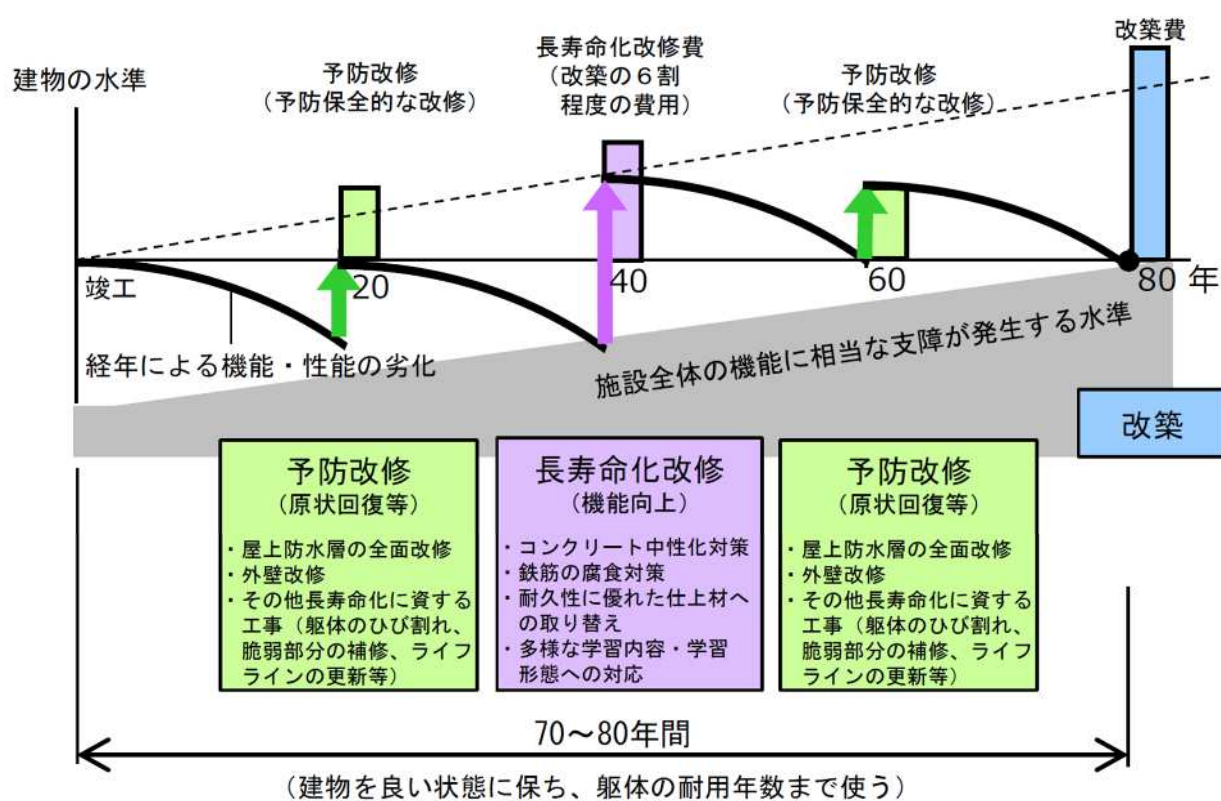
ただし、鉄骨造の施設は長寿命化の対象とせず、定期的な点検・評価に基づく予防保全による管理のもとで、施設を良好な状態に保ちつつ、「墨田区公共施設保全指針（平成27（2015）年4月）」で設定されている目標使用年数60年を目安とします。

なお、歴史的価値を有する施設については、目標使用年数を定めません。

3 予防改修と長寿命化改修の考え方

長寿命化に必要な改修については、物理的な不具合を直すことに加え、適切な時期に【予防改修*】及び【長寿命化改修*】を行い、施設に必要な機能や性能の水準を維持します。

図 10 長寿命化のイメージ



* 予防改修:経年劣化した建物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に、同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図る改修

* 長寿命化改修:長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を現代の求められる水準まで引き上げる改修

第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

1 改修等の整備水準

長期にわたり学校施設の機能、耐久性を維持するため、今後の改修等における統一的な整備方針を各部位、設備区分ごとに設定します。これにより、類似規模の施設における整備水準の統一を図ることができ、改修等を行う際に必要となる工事費をあらかじめ想定することが可能となります。

表 10 改修等の整備水準

改修等の整備水準				
	部位・設備区分	主な工事内容	予防改修	長寿命化改修
建築	構造躯体（RC造・S造）	中性化対策		○
	屋根	葺替、シート張替	○	○
	外部（外壁）	塗装または張替	○	○
	建具	交換		○
	内部仕上げ（床・天井・壁）	張替		○
電気	受変電設備	機器交換	○	○
	（配線・配管）	更新		○
機械	給排水設備	一式交換	○	○
	（配線・配管）	更新		○
	空調設備	機器交換	○	○
機能向上（改修メニュー）				
	改修メニュー		既存施設	
省エネ	LED照明への交換		蛍光灯	
	ヒートポンプマルチエアコン・全熱交換器		換気扇	
バリアフリー化	スロープ・エレベータ・手すり		一部あり	
	車いす用トイレ・多目的トイレ		一部あり	
学習環境	ICT		なし	

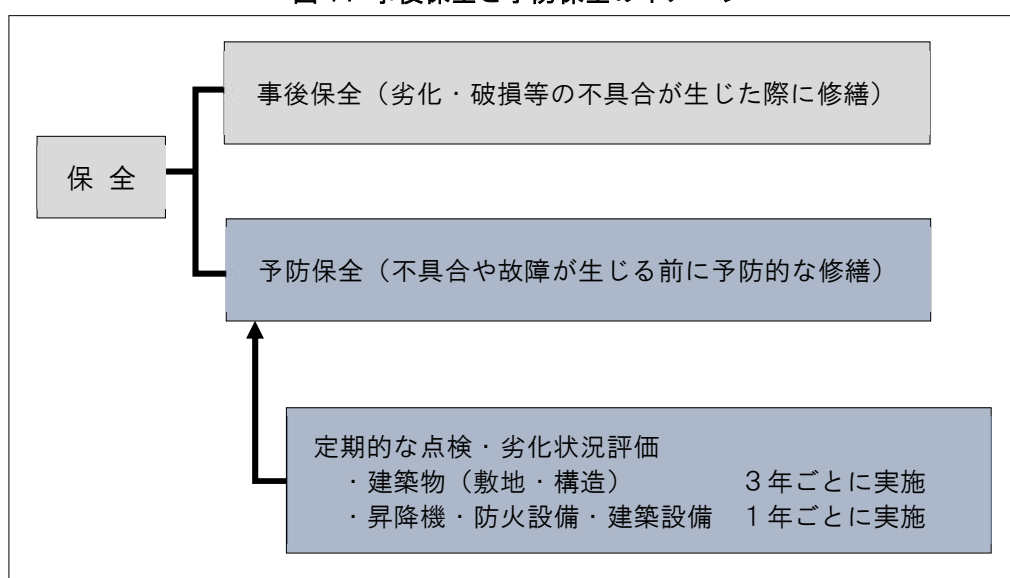
2 維持管理方針

建築物の安心・安全を将来にわたって確保し、施設を長期的に使用するためには、劣化・破損等の不具合が生じた際に修繕等を行う「事後保全」だけでなく、不具合や故障が生じる前に予防的な修繕を実施し、機能の保持を図る「予防保全」が重要です。

そのため「予防保全」を行い、施設機能が突発的に停止するリスクを低減させるほか、機能の保持を図りながら、改築の間隔を伸ばすことで、長期的なトータルコストの縮減に努めます。

また、「予防保全」を効率的・効果的に実施するため、定期的な点検・評価を行い、劣化状況を取りまとめ、計画の見直しや予防修繕の基礎資料として、「予防保全」に役立てるものとします。

図 11 事後保全と予防保全のイメージ



第6章 学校施設バリアフリー化整備計画

1 学校施設バリアフリー化整備計画の目的

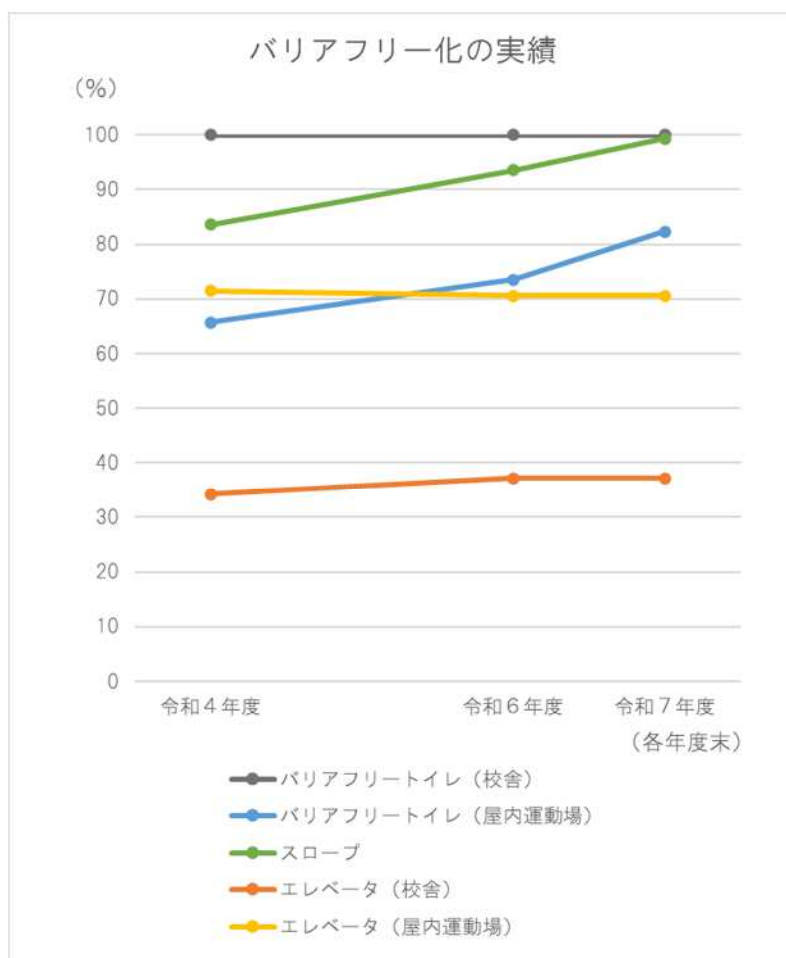
学校施設は学校教育の場であり、障害や病気の有無にかかわらず、子どもたちや教職員にとって移動しやすく使いやすい施設とするためには、バリアフリー化の推進が重要です。また、災害時や学校施設貸出の場面でさまざまな方が利用することも想定し、バリアフリー機能を検討する必要があります。

本区ではこれまで、改築時にバリアフリー化するだけでなく、既存の建物についてもバリアフリートイレの整備やスロープの設置を積極的に進めてきました。一方でエレベータ整備については、大規模な改修工事が必要になることなどから、低い整備率にとどまっています。（右図）

このため、本章の学校施設バリアフリー化整備計画により、整備の進め方と整備目標を明確にすることで、学校施設のバリアフリー化をいっそう推進することを目指します。

なお、文部科学省においては「学校施設バリアフリー化推進指針」

（以下、「推進指針」という。）を令和7（2025）年度に改定し、各学校設置者が推進指針の活用により既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めることを求めています。



本区の学校施設バリアフリー化整備計画はこの推進指針に基づくものとし、推進指針において「既存施設においても計画的にバリアフリー化を推進すること」とされているのを受け、本計画（「墨田区学校施設長寿命化計画」）に包含することにより、改築時の整備だけでなく、既存施設の長寿命化改修としてのバリアフリー化も推進していくこととします。

2 バリアフリー化の現状

本区の小・中学校における校舎や屋内運動場（体育館）の令和7（2025）年度末のバリアフリー化の状況は、次のとおりです。なお、項目及びその整備の基準は、推進指針に基づく文部科学省の調査要領に準拠しています。

バリアフリー化の状況			墨田区（小・中学校）				文部科学省の整備目標
			整備済	未整備	計	整備率	
バリアフリースイレ		校舎	35	0	35	100%	避難所指定の全ての学校※2
		屋内運動場	28	6	34※1	82.4%	
スロープ	門から建物の前まで	校舎	35	0	35	100%	全ての学校
		屋内運動場	34	0	34	100%	
	昇降口、玄関から教室等まで	校舎	34	1	35	97.1%	
		屋内運動場	34	0	34	100%	
エレベータ		校舎	13 ※3	22	35	37.1%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校
		屋内運動場	24	10	34	70.6%	

※1 改築中の屋内運動場があるため、屋内運動場の合計は校舎と一致しない。

※2 本区ではすべての学校施設が震災時の指定避難所となっている。

※3 曳舟小学校は特別教室を含むプール棟にエレベータがあるため整備済に数えられているが、校舎等にはエレベータがないため、次ページの図では「EV なし」としている。

未整備のうち、屋内運動場のバリアフリースイレ（6校）については、校舎内の2階以上に屋内運動場があり、かつ校舎にエレベータが設置されていないため、屋内運動場までのバリアフリー動線が確保されていないものです。この場合でも、要配慮者の避難所を1階にする、災害用の車いすトイレを備蓄するといった工夫を行っています。

未整備のうち、校舎（昇降口、玄関から教室等まで）のスロープ（1校）については、物理的な制約から、校庭との一体的な改修が必要になっているものです。

未整備のうち、エレベータ（校舎：22校）（屋内運動場：10校）については、改築時の整備または校舎と一体の大規模な改修が必要になっているものです。なお、屋内運動場が1階にありエレベータ整備の必要がないものは、整備済に集計されています。

3 バリアフリー化の今後の進め方

(1) 未整備の項目

令和7（2025）年度末時点で未整備の学校がある項目について、整備の考え方と今後の進め方は次のとおりです。

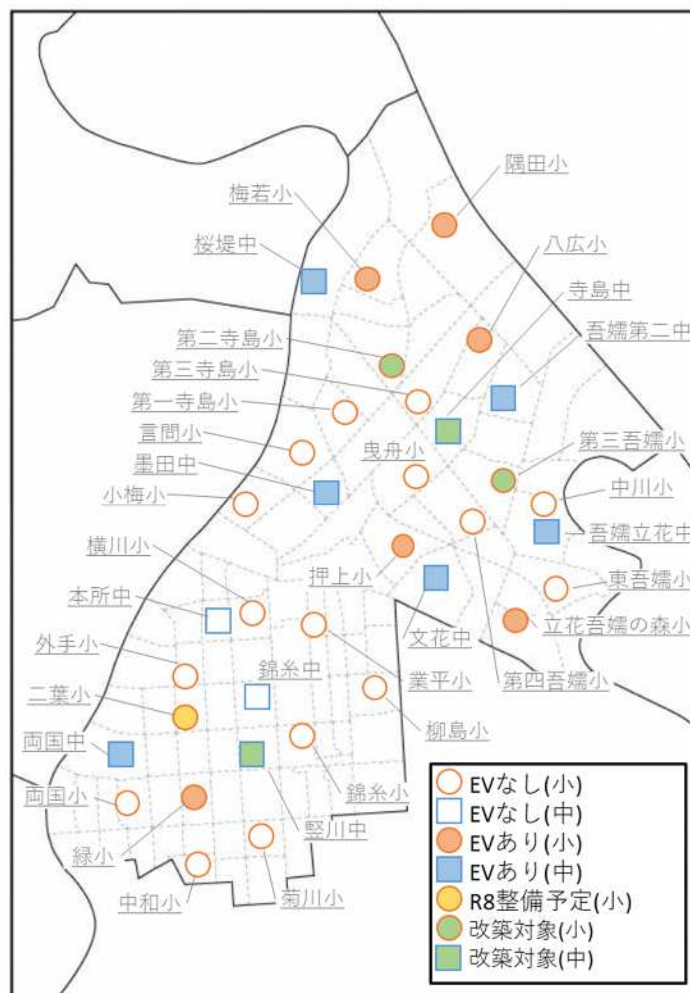
ア 校舎（昇降口、玄関から教室等まで）のスロープ（1校）

令和8（2026）年度に行う校庭改修工事に合わせてスロープを整備する予定です。

イ エレベータ（校舎：22校）（屋内運動場：10校）

推進指針による文部科学省の整備目標は「要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校」となっています。学校選択制を導入している本区において、エレベータを必要とする子どもたちがどの学校に入学するかを正確に予測することは困難であり、また、エレベータ整備には改築または大規模な改修が必要となるため、全校にエレベータを設置するまでには相当な年月が予想されます。このため、エレベータ整備の計画としては、エレベータがない学校の場所に偏りがないようにし、エレベータを必要とする子どもたちがなるべく自宅の近くの学校を選択して通学できるようにすることを目指します。

校舎にエレベータ整備済の学校、改築基本計画の改築対象校及び校舎にエレベータのない学校の位置関係は、右図のようになっており、特に区の南部地域に偏って、エレベータのない小学校が多いことがわかります。今後、これらの学校についてエレベータ整備のための長寿命化改修を計画します。



ウ 屋内運動場のバリアフリースイレ（6校）

エレベータ整備等によって屋内運動場までのバリアフリー動線を確保するのに合わせて屋内運動場と同じフロアのトイレを改修するなどし、バリアフリースイレを整備します。

(2) 当事者への説明と意見聴取

文部科学省の推進指針では、既存学校施設のバリアフリー化を推進するにあたり、「児童生徒や教職員、保護者等の当事者も含む関係者間での相互理解や合意形成を図りながら、整備の計画や実施を行うことが重要である。」としています。長寿命化改修の計画にあたっては、各種法令に準拠するのみならず、当事者の意見を反映して、より効果的な設備とすることができるよう、説明や意見聴取の機会を設けるように努めます。

墨田区障害者団体連合会との意見交換

令和7年12月16日に、墨田区障害者団体連合会に伺い、本計画の説明と意見聴取を行いました。当事者の方々からは、次のような意見をいただきました。改修等の検討の際に参考にさせていただき、より使いやすい施設となるよう努めていきます。

- ・ 学校の中に1か所でもよいので、バリアフリースイレにオストメイトがあるとよい。
- ・ 災害でエレベータが使えない場合に備え、各階の移動ができるスロープがあるとよい。
- ・ 障害理解のための心のバリアフリー教育に力を入れてほしい。オストメイトなどの設備が身近にあることで理解が進む。
- ・ 車いすを利用する児童の場合は、これまでは選択肢が少なかったが、近くの通いやすい学校にエレベータができれば、選択肢が増える。
- ・ 一足制（外履きのまま校舎に入れる）の方が、靴を履き替えずに済むのでありがたい。

(3) その他の設備

推進指針で言及されているものの文部科学省の調査項目にない設備について、その主なものは次のとおりです。これらの設備についても、可能な限り改修を進めていくとともに、その整備内容についても当事者はもとよりすべての人にとって使いやすいものとなるように配慮します。

- ・ 障害等のある児童・生徒の学習方法に配慮した学習空間
- ・ 校舎内、校舎外の通路の段差解消
- ・ 階段等への手すりの設置
- ・ 階段の上端が認識できるよう、点状ブロック等を敷設する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 音声、点字、デジタルサイネージ等による案内の設置
- ・ 空間を認識しやすいよう、色相や明度、彩度の差を大きくするなどの配慮をする。
- ・ 車いす使用者等の移動を考え、屋外運動場の表層の人工芝の種類に配慮する。
- ・ 車いす使用者が通過できる防火戸の設置
- ・ 屋内運動場のステージ等への昇降に配慮する。

- ・オストメイト対応の水洗器具
- ・オムツ交換台（利用する児童・生徒等の体格も考慮して、大型ベッドも検討）

4 バリアフリー化の整備目標

(1) 令和 12（2030）年度末までの目標

ア スロープ

文部科学省の目標は「100%」となっています。本区でも、スロープの4つの項目について、すべて目標は100%とします。3(1)アのとおり、令和8（2026）年度末には達成する見込みです。

イ エレベータ

文部科学省の目標は「要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備」となっており、これは校舎では全国の総学校数の約43%に相当し、屋内運動場では全国の総学校数の約78%に相当するとされています。

本区では、現在工事中の二葉小学校に加え、エレベータ整備のための長寿命化改修で2校に設置することを目標とします。この場合の整備率は「校舎：45.7%」、「屋内運動場：77.1%」となります。

ウ バリアフリースイレ

文部科学省の目標は「避難所に指定されている全ての学校に整備」となっており、本区ではすべての小・中学校がこれにあたります。

本区では、校舎についてはすでに100%となっています。屋内運動場については、エレベータ整備のための長寿命化改修に合わせ、2校にバリアフリースイレを設置することを目標とします。この場合の整備率は85.7%となります。

バリアフリー化の目標 (令和12(2030)年度末まで)		墨田区(小・中学校)				文部科学省の 整備目標
		整備済	未整備	計	整備率	
バリアフリースイレ	校舎	35	0	35	100%	避難所指定の 全ての学校
	屋内運動場	31	4	35	85.7%	
スロープ	門から建物の 前まで	校舎	0	35	100%	全ての学校
		屋内運動場	0	35	100%	
	昇降口、玄関か ら教室等まで	校舎	0	35	100%	
		屋内運動場	0	35	100%	
エレベータ	校舎	16	19	35	45.7%	要配慮児童生 徒等が在籍す る全ての学校
	屋内運動場	27	8	35	77.1%	

第7章 長寿命化計画の継続的運用方針

1 運用方針

効果的な学校施設の長寿命化計画を策定し、継続的に運用していくためには、学校施設の劣化状況、学校教育を取り巻く環境の変化、児童・生徒数の推移等を踏まえ、随時対応する必要があります。

そのため、下記のPDCA サイクルに基づく、計画的な修繕及び改築、継続的な効果の検証を行い、施設の劣化状況、社会的ニーズを踏まえ、計画の見直しが必要となる適切なタイミングを見定め、より効果的かつ効率的な修繕・改築の手法を調査し、計画の見直しを行います。



- Plan** ○ 施設の点検・評価によって現状を的確に把握した計画を策定
 ⇒ 【 墨田区学校施設長寿命化計画 】
- Do** ○ 計画に基づき、適切な改修や日常的な維持管理等を実施
- Check** ○ 学校施設の定期点検・日常的な点検により整備による効果を検証
- Action** ○ 次期計画に反映

2 推進体制

今後、学校施設の状況を的確に把握するためには、教育委員会だけでなく、区有施設全体の見直しの担当所管課を中心とした区長部局が一体的となって進めていく必要があります。

本計画の実施に当たっては、執行体制を充実させ、庁内横断的な連携を図りながら進めていきます。

用語集

用 語 名	説 明
長寿命化	施設を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を伸ばすこと。
保 全	施設や設備が完成してから取り壊すまでの間、その性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けること。保全のための手段として、点検・診断、改修等がある。
▶予防保全	損傷が軽微である早期段階から、機能・性能の保持、回復を図るために修繕等を行う、予防的な保全のこと。なお、あらかじめ周期を決めて計画的に修繕等を行う保全のことを「計画保全」という。
▶事後保全	老朽化による不具合が生じた後に修繕等を行う、事後的な保全のこと。
維持管理	施設や設備の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けるため、施設や設備の点検・診断を行い、必要に応じて施設の改修や設備の更新を行うこと。なお、日常的に行われる点検や修繕等のことを本計画では「日常的な維持管理」という。
更新	既存の施設や設備を新しく改めること。施設の場合は、「改築」と同義となる。
▶改築	老朽化により構造上危険な状態にあり、教育上、著しく不適当な状態にある既存の施設を「建て替える」こと。
改修	経年劣化した施設の部位又は全体の原状回復を図る工事や、施設の機能・性能を求められる水準まで引き上げる工事を行うこと。
▶予防改修	経年劣化した施設の部位・設備を、既存のものと同程度の資材を用いて原状回復を図ること。
▶長寿命化改修	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能・性能向上を目的として改修を行うこと。
目標使用年数	目標使用年数は、鉄筋コンクリート造建築物に関する材料の耐久設計強度等から導かれる限界期間を施設使用の限界年数として位置づけ、一般施設と長寿命化施設を別に設定します。
部位修繕	経年劣化した施設の部位を、既存のものと概ね同じ位置に、概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。
耐震基準	建築基準法にて定められている基準。
▶耐震基準	昭和 56 年 5 月 31 日までに着工した建築物に適用された基準。
▶新震基準	昭和 56 年 5 月 31 日以降に着工した建築物に適用される基準。
エコスクール	環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備して、環境教育の教材として活用する学校。
要配慮児童生徒等	円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等。
学校選択制度	児童生徒や保護者の希望に沿った学校を選択可能にし、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校づくりの機運を高め、学校の活性化を図ることを目的とする制度。

資料編（建物情報一覧 小学校・中学校・幼稚園）

No	施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震基準
							西暦	(和暦)		
1	緑小学校	校舎	校舎	RC	3	4,946	1987	(S62)	38	新
			校舎	RC	4	657	2014	(H26)	11	新
2	外手小学校	校舎	校舎	RC	4	5,549	1979	(S54)	46	旧
3	二葉小学校	校舎	校舎	RC	4	4,963	1975	(S50)	50	旧
4	錦糸小学校	校舎	校舎	RC	3	4,935	1972	(S47)	53	旧
5	中和小学校	校舎	校舎	RC	4	3,436	1972	(S47)	53	旧
		屋内運動場	体育館	RC	1	642	1973	(S48)	52	旧
6	言問小学校	校舎	校舎	RC	3	4,900	1937	(S12)	88	旧
		屋内運動場	体育館	RC	3	4,900	1937	(S12)	88	旧
7	小梅小学校	校舎	校舎	RC	4	4,906	1972	(S47)	53	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	708	1977	(S52)	48	旧
8	柳島小学校	校舎	校舎	RC	4	6,105	1981	(S56)	44	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	755	1981	(S56)	44	旧
9	業平小学校	校舎	校舎	RC	4	5,744	1977	(S52)	48	旧
10	両国小学校	屋内運動場	体育館	RC	1	725	1970	(S45)	55	旧
		校舎	校舎	RC	4	4,185	1974	(S49)	51	旧
11	横川小学校	校舎	校舎	RC	3	3,906	1974	(S49)	51	旧
		屋内運動場	体育館	S	1	576	1974	(S49)	51	旧
12	菊川小学校	校舎	校舎	RC	4	5,545	1983	(S58)	42	新
13	第三吾嬬小学校	校舎	校舎	RC	4	4,730	1968	(S43)	57	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	952	1990	(H2)	35	新
14	第四吾嬬小学校	校舎	校舎	RC	3	4,896	1957	(S32)	68	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	908	2006	(H18)	19	新
15	第一寺島小学校	校舎	校舎	RC	4	4,386	1968	(S43)	57	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	571	1970	(S45)	55	旧
16	第二寺島小学校	校舎	校舎	RC	4	5,074	1970	(S45)	55	旧
		屋内運動場	体育館	RC	1	550	1968	(S43)	57	旧
17	第三寺島小学校	校舎	校舎	RC	4	5,165	1973	(S48)	52	旧
18	曳舟小学校	校舎	校舎	RC	4	4,610	1967	(S42)	58	旧
		校舎・プール	校舎	RC	4	1,765	2022	(R4)	3	新
19	中川小学校	校舎	校舎	RC	4	3,910	1967	(S42)	58	旧
20	東吾嬬小学校	校舎	校舎	RC	4	3,400	1968	(S43)	57	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	1,494	1990	(H2)	35	新
21	押上小学校	校舎	校舎	RC	4	5,561	2001	(H13)	24	新
			校舎	RC	2	1,292	1995	(H7)	30	新
22	八広小学校	校舎	校舎	RC	4	4,463	1967	(S42)	58	旧
		プール棟	その他	RC	2	403	1993	(H5)	32	新
		校舎	校舎	RC	3	1,314	2003	(H15)	22	新
23	隅田小学校	校舎	校舎	RC	4	5,501	2009	(H21)	16	新
		屋内運動場	体育館	RC	4	1,756	1993	(H5)	32	新
24	立花吾嬬の森小学校	校舎	校舎	RC	3	2,768	1967	(S42)	58	旧
		校舎	校舎	RC	4	2,878	1993	(H5)	32	新
		屋内運動場	体育館	RC	4	2,878	1993	(H5)	32	新
25	梅若小学校	校舎	校舎	RC	4	3,584	1969	(S44)	56	旧
		屋内運動場	体育館	RC	1	954	2008	(H20)	17	新
		校舎	校舎	RC	4	1,760	2011	(H23)	14	新

No	施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震基準
							西暦	(和暦)		
1	墨田中学校	屋内運動場	体育館	RC	2	1,151	1981	(S56)	44	旧
		校舎	校舎	RC	6	7,359	2012	(H24)	13	新
2	本所中学校	校舎	校舎	RC	5	5,504	1973	(S48)	52	旧
3	両国中学校	屋内運動場	体育館	RC	6	4,156	1999	(H11)	26	新
		校舎	校舎	RC	7	8,222	2007	(H19)	18	新
4	竪川中学校	校舎	校舎	RC	4	5,569	1973	(S48)	52	旧
		屋内運動場								
		武道場	武道場	RC	3	747	1988	(S63)	37	新
5	錦糸中学校	校舎	校舎	RC	5	5,541	1974	(S49)	51	旧
		校舎、プール	校舎	RC	2	476	1976	(S51)	49	旧
		屋内運動場	体育館	RC	1	819	1972	(S47)	53	旧
6	吾孺第二中学校	校舎	校舎	RC	4	7,508	2016	(H28)	9	新
		屋内運動場	体育館	RC	2	1,370	1988	(S63)	37	新
		プール棟	その他	RC	1	380	1983	(S58)	42	新
7	寺島中学校	校舎	校舎	RC	4	4,138	1961	(S36)	64	旧
			校舎	RC	3	1,096	1971	(S46)	54	旧
		屋内運動場	体育館	RC	3	2,493	1980	(S55)	45	旧
8	文花中学校	校舎	校舎	RC	4	5,058	2003	(H15)	22	新
			校舎	RC	3	918	1977	(S52)	48	旧
		屋内運動場	体育館	RC	2	1,687	1989	(H元)	36	新
9	桜堤中学校	校舎 屋内運動場	校舎	RC	4	8,026	2013	(H25)	12	新
10	吾孺立花中学校	屋内運動場	体育館	RC	2	1,675	1983	(S58)	42	新
		校舎	校舎	RC	4	7,489	2019	(H31)	6	新

No	施設名	建物名	建物用途	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年度		築年数	耐震基準
							西暦	(和暦)		
1	緑幼稚園	園舎	園舎	RC	2	472	2014	(H26)	11	新
2	立花幼稚園	園舎	園舎	RC	2	1,084	1975	(S50)	50	旧

※令和7(2025)年5月1日現在の情報である。

※柳島幼稚園、菊川幼稚園、第三寺島幼稚園の建物情報は、併設のため小学校校舎に含む。

※耐震基準の欄中、旧とは、「旧耐震基準」、新とは「新耐震基準」を意味する。

なお、耐震基準が旧の施設については、既に耐震診断及び耐震補強工事を完了している。

墨田区学校施設長寿命化計画(改定版)

令和 8(2026)年 3 月

発 行 墨田区教育委員会

編 集 墨田区教育委員会事務局 学校改築計画担当

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

TEL 03-5608-6313(直通)